令和２年第１回　飯塚市議会会議録第５号

　令和２年３月５日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１０日　　３月５日（木曜日）

第１　一般質問

第２　議案に対する質疑、委員会付託

１　議案第　１号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）
（　総務委員会　）

２　議案第　２号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
（　協働環境委員会　）

３　議案第　３号　令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）
（　経済建設委員会　）

４　議案第　４号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第３号）
（　経済建設委員会　）

５　議案第　５号　令和２年度 飯塚市一般会計予算

（　令和２年度 一般会計予算特別委員会　）

６　議案第　６号　令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
（　協働環境委員会　）

７　議案第　７号　令和２年度 飯塚市介護保険特別会計予算
（　福祉文教委員会　）

８　議案第　８号　令和２年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
（　協働環境委員会　）

９　議案第　９号　令和２年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
（　経済建設委員会　）

10　議案第１０号　令和２年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
（　経済建設委員会　）

11　議案第１１号　令和２年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
（　経済建設委員会　）

12　議案第１２号　令和２年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
（　経済建設委員会　）

13　議案第１３号　令和２年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
（　経済建設委員会　）

14　議案第１４号　令和２年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
（　経済建設委員会　）

15　議案第１５号　令和２年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
（　協働環境委員会　）

16　議案第１６号　令和２年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算
（　福祉文教委員会　）

17　議案第１７号　令和２年度 飯塚市水道事業会計予算
（　経済建設委員会　）

18　議案第１８号　令和２年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
（　経済建設委員会　）

19　議案第１９号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計予算
（　経済建設委員会　）

20　議案第２０号　令和２年度 飯塚市立病院事業会計予算
（　経済建設委員会　）

21　議案第２１号　飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
（　総務委員会　）

22　議案第２２号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
（　総務委員会　）

23　議案第２３号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（行政協力員等関係）

（　総務委員会　）

24　議案第２４号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（農業委員等関係）

（　経済建設委員会　）

25　議案第２５号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

26　議案第２６号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）

27　議案第２７号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
（　福祉文教委員会　）

28　議案第２８号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
（　福祉文教委員会　）

29　議案第２９号　飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）

30　議案第３０号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）

31　議案第３１号　飯塚市協働のまちづくり推進条例
（　協働環境委員会　）

32　議案第３２号　飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）

33　議案第３３号　飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例
（　経済建設委員会　）

34　議案第３４号　飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例
（　経済建設委員会　）

35　議案第３５号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
（　経済建設委員会　）

36　議案第３６号　契約の締結（鯰田交流センター建設工事）
（　協働環境委員会　）

37　議案第３７号　財産の譲渡（牟田集会所建物）
（　協働環境委員会　）

38　議案第３８号　財産の譲渡（庄内元吉第２集会所建物）
（　協働環境委員会　）

39　議案第３９号　財産の無償貸付け（ふれあい広場）
（　協働環境委員会　）

40　議案第４０号　土地の処分（パークタウン潤野）
（　総務委員会　）

41　議案第４１号　権利の放棄（山倉外）
（　経済建設委員会　）

42　議案第４２号　訴えの提起（立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求）
（　福祉文教委員会　）

43　議案第４３号　訴えの提起（八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求）
（　福祉文教委員会　）

44　議案第４４号　訴えの提起（旧鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求）
（　福祉文教委員会　）

45　議案第４５号　市道路線の廃止
（　経済建設委員会　）

46　議案第４６号　市道路線の認定
（　経済建設委員会　）

第３　追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

１　議案第５２号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）
（　福祉文教委員会　）

第４　請願の委員会付託

１　請願第　２号　子育て支援センターのあり方について再考を求める請願
（　福祉文教委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。１２番　江口　徹議員に発言を許します。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　江口でございます。本日は、災害対策について、そして市場の移転について、この２点の質問通告をしております。災害対策については、質問はやめ、新型コロナウイルス対策について、２点だけ述べたいと考えています。

まず１点目、新型コロナウイルス対策で、市が非常に大変な思いをされて、いろんな施策を打っておられることは存じています。ただ、残念ながら、私どもが見えるのは、結果は見えるんです。市が発表して、こうやって決めました。こうやってやります。これは見えるんですけれど、何を検討しているのか、何を検討していないのか、そういった検討過程が全く見えないんです。ぜひ、そこの部分を見えるようにしていただきたい。ある市では、対策本部の会議が、このような形で動いているんだと。何を話して、こういった論点が出てきた。次は、こんなことを考えていると。そういうことが見えてくると、さらに市民の方々が安心できるんだと思っています。ぜひ、その点を考慮いただき、やっていること、今検討していること、こんなことを考えているんだとか、こんなことが論点になっているんだということを、ぜひ、表に見えるようにしていただきたい。そのことが市民の安心の確保にもつながることだと考えています。これが１点。

もう１点は、学校の休校に関してなんです。学校の休校は、今週の月曜日にスタートして、４日たちました。月、火、水、木と４日たちました。この中で見えてきたことは、やはり、この学校休校の影響が非常に大きいということだと思います。予想以上に大きいということではないかと思っているんです。昨日、このような話を聞きました。子どもが道路で弁当を食べている。何でなんだろうと思って、ちょっとしてまたそこら辺を通ったら、子ども同士で遊んでいた。多分、その方は、働いているお父さん、お母さんのもとにおられる子どもで、比較的大きな子どもだったらしいんです。小学校だろうけれど、学年が高いところだろうと思った。お父さん、お母さんに、仕事に行くのでごめんねと言われながら、お金を渡されてコンビニで弁当を買って、友達と遊ぶ約束をしていて、遊びに行く前に買って、その近くで食べて、それから遊んだのではないかという話なんです。片一方で、市内にもマスクをつくっている会社がございます。本当に増産、増産ですよ。本当に非常に厳しい思いをされながら増産をしているんだけれど、残念ながら、残念ながらというか、このような状況になって、お子様が休校になることで、従業員が休まざるを得ないかもしれない。このことで、やはりそこの対策も、働き方改革も他方ではあるといった中で、人手の部分でも厳しくなっているという話があります。北海道がいち早く休校になった後、北海道内の病院で看護師が、働く方が足りなくなって外来をやめたという事例とかもあったと聞いています。そしてまた、商売が続かないというお声も聞いています。これは学校の休校とは多少違うかもしれませんが、そういった形でいろんな影響が出ています。果たしてこれが、学校の休校は２７日に総理の発表があり、やはり何とかしてとめなくてはならない。その中で、全国の市町村としてできることを何とかやろうということで、飯塚も３月２日からやり始めた。これは仕方がないことであり、やるべきであったと思いますが、これをいつまで続けるのだろうか、続けることが正しいのだろうか。やはりそれは、それぞれ、もうそろそろ一週間たつのですから、しっかり立ちどまって考える。走りながらだけど、考える作業が必要だと思っています。市町村によってもスタートが違うところもありました。飯塚は月曜日からだったんだけれど、久留米市は来週月曜日からですよね。９日からになっている。やらない学校もあるわけです。昨日、ニュースになったのが、栃木県の茂木町、ここは休校を撤回なんです。休校を撤回するんだけれど、２月２８日に３月１０日から２４日の臨時休校を決めたが、３日になって町長と教育長が連名で休校取りやめの通知を配ったと。町長は、政府の休校要請について、子どもを守るという目的は首相と同じなんだと。ただ、町の事情を考えると、学校は、通常どおり授業をしたほうがよいと判断した。手法が違うということだとお話をされています。

もう一つご紹介したいのは、これは３月２日付の駒崎弘樹さんという方のブログです。安倍総理、一斉休校を今すぐやめて、台湾方式に切りかえてくださいという形で出されています。この中で書かれていることは、実は子どもの感染例が少ないんだと。また、子どもから大人に感染したという話はなかったということがＷＨＯの報告の中であったという話なんです。彼は本当なのかなと思いながら、実際に原文をあたったのだけれど、確かにそうやって書いてある。確かにこれが全てではないかもしれない。だけれども、エビデンスとしては、そういった事例がある中であれば、やり方を変えることは必要なのではないかと書いています。ちなみに台湾は、もともと非常に早く対応していたところで、ずっと今までは冬休みの延長でやってきたそうなんです。ところが、２月２０日に新基準を発表して、１人感染で学級閉鎖だと、２人感染で休校だというふうな形に変えています。結局、実際に起きているところであれば、それをとめるためにやるのは絶対に必要です。ところが、起きていないところで、そういったところで感染がないと、今思われるところであれば、それは正しく対応することが必要なのではないかという話なんです。やっぱり、休校になると給食がなくなります。給食を出している地域もあります。飯塚も、学童のために学校施設を使っていいよと、教員の方々も一緒にやってくださいねというお話をしていただいているということはお聞きしました。そういうことは大切なんだけれど、片一方で、それでも、給食がないことで、それをどうしようという、やっぱり保護者の方はすごく大変なんです。そしてまた、弁当を買わざるを得ない、コンビニ弁当に走らざるを得ない家庭もあるということを考えると、早期にその点は考え直してもよいのではないかと思っています。ぜひ、その点を考えていただきたい。これが１点目でございます。

次に２点目、市場の移転について、お聞きいたします。昨年末、実施設計と建築を合わせて発注する整備事業の契約議案が１２月議会に提案され、賛成多数で可決されました。この議決に際し、私は非常に心配であるとして反対させていただきました。この審議に際し、青果市場から出された要請書があることが判明して、それを読むにつき、この不安はさらに大きなものになり、今でもずっと、この心配はとれないんです。その心配が、杞憂なものなのかどうか。それから、その要請書が出された状況から、今は改善しているのかどうかを確認していきたいと思っています。まず、青果市場側から、ファーマインド新筑豊青果株式会社から出された要請書に何が書かれているのか、その概要をお示しください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　１２月６日にファーマインド新筑豊青果株式会社から、市に提出された要請書につきましては、ファーマインド新筑豊青果株式会社として、近年の急激な環境変化に対応した物流機能を強化したいとする企業の考え方が示された内容でございます。要請の施設整備の具体的な内容は、大手量販店の物流センターに伍する機能として、ドッグシェルターを複数完備した完全コールドチェーン対応の密閉型構造を別棟として併設したいとすることや、集荷した青果の１次加工やリパック等が可能な機能を具備する施設の追加でございました。また、要請書の施設整備の実現に向けて、株式会社ファーマインドグループの担当者及び設計者と、実施設計、建設施工業者との間で折り合える点を協議する機会を設けること。２点目で、担当者間で解決が難しい局面においては、どのような方法があるかも含め、市長と株式会社ファーマインドの代表者との間で、解決策を協議する機会を設けることを要請されておりました。１月７日に、ファーマインド新筑豊青果株式会社から、要請に関する具体案の提出を受けまして、１月１４日に、ファーマインド新筑豊青果株式会社と設計施工事業者の株式会社サンコービルド筑豊支店と飯塚市の３者で協議を行いました。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員に申し上げます。個別の業者名を挙げての発言につきましては、企業活動への影響等にも配慮の上、質問していただきますようにお願いします。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今、概要をお示しいただきましたが、実際の文面は非常に厳しい要請書であったかと記憶していますし、皆様方の認識もそうであったのではないかと思っています。ただ、この要請書がありましたが、実際には、議会では賛成多数で可決をされ、これで仮契約が本契約となり、事務が進んでいることだと思っています。その進捗状況について、どのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　飯塚市地方卸売市場の新地方卸売市場整備事業の進捗状況につきましてでございますが、まず移転先となる庄内工業団地グラウンド敷の土木造成工事の進捗状況につきましては、年度内完成予定で事業が進んでおります。次に、建築工事につきましては、基本設計に基づき、市場関係者、設計事業者、市と個別具体的な協議を重ね、年度内の建築確認申請の許可に向け、順調に実施設計業務が進んでおります。建築工事につきましては、建築確認申請許可に基づき、４月から着工し、令和３年３月末の完了を目指しております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　確認ですが、きょうは３月にもう入って、３月５日になっております。既に実施設計は終了し、建築確認が出されているという理解でよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　現在、確認申請書を提出しております。申請を提出しております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　確認申請がおりれば、すぐに着工し、契約期間内の完成を目指す、このようなことでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　お見込みのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　では、その状況の中で、先ほど、ちらっとお話しされかけましたが、要請書に対しては、どのような対応をなされたのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　要請書に対しまして、１月７日にファーマインド新筑豊青果株式会社から、要請に関する具体案の提出を受けております。それに基づき、１月１４日にファーマインド新筑豊青果株式会社と設計施工事業者と飯塚市と３者で協議を行いました。ファーマインド新筑豊青果株式会社の具体案は、基本設計から大きく変更する必要があり、事業費が増加し、設計、施工の工期も間に合わないとの協議の結果を踏まえ、今後の新卸売市場の整備につきましては、事業費及び工期に影響を及ぼさない範囲で基本設計の施設内容に基づき進めることとし、現在、実施設計業務を進めておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　工期に間に合わないこと、そして大きく金額が変わることから、そのままいこうというふうな形でしたというお話だったかと思います。ファーマインドさん、会社側からの要請書の中には、２点ありましたよね。協議をしっかりさせてくれというのと、折り合わないときは市長に会談をさせてくれというお話がありました。今のお話の中では、市長とはお会いになっていないということでよろしいですよね。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　要請書においては、当事者間で解決が難しい局面においては、どのような方法があるかを含め、飯塚市長と株式会社ファーマインドの代表者との間で、折り合える点を協議する機会を設けてほしいという内容でございました。１月１４日に、先ほど申しました担当者の協議を行いまして、その協議の結果、新卸売市場の整備につきましては、事業費と工期に影響を及ぼさない範囲で基本設計の施設の内容のとおり進めるという事務協議が整いましたので、市長とファーマインド代表者との協議は行っておりません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　１月１４日には、範囲内でと協議が整ったと。これだけを聞くと、順調に聞こえてしまうんですが、果たしてそうなんだろうかと思っています。私の心配が杞憂であってほしいと思うんですが、杞憂であったということが証明されるように詳細について、お聞かせいただきたい。

まず、使用料についてです。そもそも使用料の算定は、どうなされるという形になっていましたか。その点、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　使用料の算定でございますが、使用料は農林水産省が示す算定基準に基づき、設計も含めた建築費から交付金を除した２分の１と、その起債利息の２分の１に造成と土地にかかる事業費と、毎年のランニングコストを加算したもので、これを４０年で完了するように使用料を算定しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　これは、卸売市場整備にかかる基本構想並びに基本構想答申書、ここは完全に決まる前の分なんですけれど、ここに書いてあることどおりにやるということでよろしいですね。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　お見込みのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　市が交付金を申請したり、また、残額の半分を負担するわけですが、それはどういった理由からですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　繰り返しのご説明になりますが、使用料につきましては、農林水産省が示す算定基準に基づいて、算定するということになっております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この市場が、飯塚市にとって、市民の生活にとって、非常に大切なものであるから、交付金とかも用意されているし、だからこそ市は残額を半分負担するということですよね。という理解でよいかと思うんです。実施設計が終わっているわけです。そうすると、この算定については、不確定要素はないと考えますが、そのとおりでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　使用料の算定には、先ほど申しました建築費から躯体、機械の償却率を施設ごとに計算して、算出する償却費が含まれます。施設ごとの建設費の内訳を積み上げることになりますので、実施設計が定まれば確定することになります。不確定要素はございません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひ、はっきりと大きなお声で答弁ください。以前から、家賃の提示のない合意はあり得ないということを、再三述べてまいりました。今まで市は、使用料の算定方法及び額の提示に対して、議会に対し、どう委員会や本会議で答弁してきたのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　使用料の算定方法につきましては、さきの６月議会の総務委員会にて報告しております。また、額の提示につきましては、１２月議会の総務委員会にて、基本設計をベースにした資料を市場関係者に対し提示したことを報告しております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　特別委員会とかでこの議論をしましたよね。私、聞いていますよね。最初に出てきたのはいつで、どのような答弁をしていますか。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１０時２２分　休憩

午前１０時２７分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　平成２９年度の特別委員会におきまして、市場関係者と協議する中では、２段階で詰めていきたいという答弁をしております。第１段階として設計の委託を出す前に、来年の３月までには施設の概要というのを決めます。それから算出をして協議をさせていただく。その次に、設計に入りますと設計業者のほうで、飯塚市が発注します設計の中で、ある程度建設費が出てきますので、そこで第２段階として使用料を決定していきたいというふうに市場関係者と話しているというふうに答弁をしております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　平成２９年１１月３０日なんですね。結局、商売を続けようにも、その重要な要素である支払いの中で大きい家賃が決まらないことには、どうもこうもできない。だからこそ早く決めるべきだ。早く提示すべきだという話の中で、年度中には提示をする。そして、設計がある程度決まったら、その段階で第２段階を提示するというお話でした。ところが、これがどんどんどんどん後ろにずれてくるんです。平成２９年度中に、最初は提案されるはずだったものが、ずっとおくれて、基本設計が終わりましたら提示しますとなった。それからまた、ずれたわけですよね。この使用料の提示を含め、各関係者との協議は、いつ、どのような形で行われたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　まず、使用料につきまして、基本設計をベースにした施設使用料の提示でございますが、令和元年１０月２９日に新筑豊青果協同組合の方々に提示をしております。同じく１１月６日に飯塚市総合卸売センター関連組合の皆さんに、提示をしております。同じく１１月２５日、ファーマインド新筑豊青果株式会社、同じく１１月２５日に株式会社飯塚花市場に提示をしております。工事契約締結後の施設使用料の提示につきましては、令和２年１月１０日に、新筑豊青果商業協同組合、同じく１月１０日に飯塚市総合卸売センター関連組合に、１月１６日にファーマインド新筑豊青果株式会社に、戻りまして１月９日に株式会社飯塚花市場、同じく同日、飯塚花商組合の方々に提示をしております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　使用料について合意した関係者はどこですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　新筑豊青果商業協同組合、飯塚市総合卸売センター関連組合、飯塚花商組合の皆さんにつきましては、提示した施設使用料に対して、大筋の合意をいただいておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　花市場の会社側、そしてファーマインドさん、青果の会社側とは合意ができていないのは明らかですね。それでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　はい、そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　先ほど実施設計が終わった段階となった今、不確定要素はないという話がありました。お支払いいただく使用料の総額は年額幾らになりますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　使用料の金額につきましては、現在、市場関係者と協議中でございましたので、使用料の提示は差し控えさせていただきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　いや、おかしいと思うんですよ。だって、事業費が決まって交付金も決まるわけでしょう。その残額の半分であるわけですよね。不確定要素はないというお話だった。それぞれがどう負担するかは別として総額は決まっているでしょう。今聞いているのは総額の話なんです。幾らですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　誠に申しわけございませんが、繰り返しの答弁になりますが、今、市場関係者と協議しております。使用料の提示は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　答えられないんだったら次に行きましょう。青果会社との合意はできていないという話なんですが、なぜ合意ができていないのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　青果会社の卸売会社のほうに使用料の提示はしておりますが、経営シミュレーション等も作成をして、また協議をしたいということになっておりますので、現在、決まっていないという状況でございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　経営シミュレーションがなければ、合意ができないんですか。これはきちんとこの金額となります。きちんと明示して、これをお支払いいただけますよねという形ではないんですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　新施設の使用料に対しまして、会社としても提示された金額について、支払っていくための経営シミュレーションをやっておるところでございますが、まだ今提示しております金額につきまして、合意をするというところまでには至っておりません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　そもそも、使用料は、今が幾らで、移転後は幾らになるんですか。総額については答えられないという話しだったんだけれど、おおよそでいいですよ。何割ぐらい上がるんですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　これはあくまでも、おおよそのということで、３倍程度を考えております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　それだけ上がるものを負担するためには、それだけの売り上げがないとできないわけですよね。だからこそ、要請書が出されたのではないかと思っています。この市場の話について、再三、再四、私が求めているのは、市が立てている事業計画書を早期に示してくださいということなんです。これは特別委員会のころから言ってきて、なるべく早く出しますねと言ったんだけれど、ずっと出してこない。６月議会の予算の増額をやったとき、当然のことながら、この前には、事業計画が出されてなければならないのに、そこが出されていなかった。質疑の中で、早々に出したいという話が出てきたけれど、いまだに出ていないと思っています。１２月の工事契約の締結議案のときにも出てこなかったんです。幾ら遅くても、着工前にこの事業計画が出され、妥当なものと認められることが必要だと考えます。なぜなら、本当にこの市場が成り立つかどうか、契約はしておりますが、本当にこのまま着工していいのか、実施設計まで終わった、確認申請をやっている。だけれども、本当に着工していいのか考えるためには、事業計画は妥当なものであるかを確認する作業、これは本当に最低でも必要だと思っているんです。これはちゃんとやっていただけるということでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　現在の市の返済計画につきましても、先ほど申しました卸売会社の経営シミュレーションを確認して使用料を決定いたしまして、計画を確定したいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　着工前に事業計画が出され、それが妥当なものであると認められることが、必要であると考えますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　着工前に計画、シミュレーションを確認いたしまして、進めていくことは正しいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　であるならば、確認申請が出されている今、事業計画は来年度の卸売市場の予算を審議する経済建設委員会に提出され、そこできちんと確認をしていただける。そのように、市としては動かれると考えていますが、そのとおりでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　先ほどから申し上げさせていただいておりますが、経営シミュレーションにつきましては、相手方の卸売会社に市のほうも提出を求めておりますが、今、鋭意策定しているところでございます。今の委員会の審議までに間に合うかということについては、確約はできない状況でございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　であるならば、それがきちんと合意ができて、事業計画が出されて、経済建設委員会で、これは大丈夫だよねと確認がされるまで着工はしないということでよろしいですね。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　新卸売市場の着工につきましては、これは従前から答弁させていただいておりますが、国の交付金を活用し、また、それ以前に市場の老朽化に対して、これは喫緊の課題で、解消しなければならないということもございます。また、工期につきましても、来年の３月いっぱいにつくっていきたいというふうに考えておりますので、着工は、先ほどご答弁させていただきましたが、４月より着工したいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　あなた方は、青果の会社側の要請書を本当に重く受けとめているのか、非常に疑問である。そしてなおさら、みずからの説明責任についてどのように考えているのか、非常に疑問であると言わざるを得ません。青果の会社の要請書には、市場の変化が書かれていました。その点について、どのように受けとめておられますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　要請書に記載がありました市場の変化につきましては、現状におきましても、答申時の取り扱い金額の推計により、取り扱い金額は下がっており、現在の卸売市場ではさらに下降することが予想されております。そのためにも、新卸売市場でコールドチェーンを整備して、鮮度維持を可能として、新規顧客獲得効果や市場間連携、単価の上昇等や取り扱い金額の増加が期待される機能向上を図り、取り扱い金額の回復を図っていくことが市場運営に必要であるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　全く認識が違うんです。会社側は市場が大きく変わったんだと言っておられるんです。移転計画が始まった、２０１７年当時の予測をはるかに超え、急速に厳しさを増す事態となっておりますと書いています。また、検討すべき環境要因も２０１７年以降で急増しております。農協改革、卸売市場法の改正、ドライバー不足、働き方改革、ＴＰＰ貿易協定、消費税、ＨＡＣＣＰの義務化等々、これが直近の動きなんだと書いてあるんです。全く認識が違うと言わざるを得ない。市の計画は、この答申がベースというふうな形でよろしいんですよね。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　市の計画は、答申をベースに考えております。整備の方向性は、飯塚市地方卸売市場等施設整備基本構想答申書や飯塚市地方卸売市場施設整備基本構想に沿って、整備を進めているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この計画の中で青果の売り上げはどのように推移すると考えておられますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　平成２９年９月の飯塚市地方卸売市場等施設整備基本構想答申書では、本市や他の市場状況を踏まえ、コールドチェーンを整備することで、鮮度維持が可能となり、新規顧客等効果や市場間連携、単価の上昇等が期待され、取り扱い金額の増加が期待され、また特に夏場に起こる荷の痛みなどによるロス率の減少も期待されることから、取り扱い金額は整備しない場合は下降、整備した場合は、青果は上昇、花卉は緩やかに上昇すると推計されておりました。答申書は、附属機関であった飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会から受けておりますが、取り扱い金額の推計は、公益財団法人九州経済調査会が行っているデータでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この構想の見込みは今でも達成可能ですか。上振れする要因は何がありますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　野菜で言いますと、近年の温暖化による暖冬の影響で、基本的には豊作であり、単価が安価になることが多く、また、暖冬の豊作により、小規模生産者の収穫もよく、その作物が直売所等に流通して、市場流通の単価に影響が出ていることが考えられるということが、これは市場関係者からの言葉でございます。また、構想時と現在の設計では、コスト面から温度管理の施設面積が減少しており、構想時の推計により下降することは考えられます。しかしながら、新施設では、温度管理等施設機能の向上により、鮮度維持による付加価値と新規顧客獲得効果、市場間連携、単価の上昇等による取り扱い金額の上昇が期待できると考えております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　その上昇は、３倍もの家賃増を補って余りある上昇ですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　新たな施設では、コールドチェーン、新しい機能を活用しました事業展開が期待できます。その新しい施設の機能を十分に利活用していただいて、取り扱い金額の上昇を期待しているというところでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　県も卸売市場に対する計画を立てていますよね。その計画の中では、市場の動向はどのように書かれていますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　国、県の計画、方向性でございますが、農林水産省の卸売市場整備基本方針では―――

（発言する者あり）

　失礼いたしました。

○議長（上野伸五）

　ちょっと座ったまま発言しないでください。質問はわかった。

（発言する者あり）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　申しわけございません。国、県の方針は、同じということになっておりましたので、国の関係の答弁をしようと思いましたが、今、質問者がおっしゃいます福岡県についての資料は持ち合わせておりません。申しわけございません。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　県の立てている卸売市場整備計画というものがあります。この中での市場の見込みなんですが、品目別流通圏の設定とあって、青果に関しては、北九州、筑豊が一つの圏域なんです。その中で、野菜については、平成２５年度が約１７万６千トンの取り扱い数量になると、それが平成３２年になると、これが１５万６千トンに減るんです。なぜ減るのか。基本的に、これは、そのエリアで消費される野菜ということでしょう。基本そうですよね。人口が減り、野菜の消費量が変わっていく中で、下がるんです。それなのに、上振れする計画なんですよ。その要因は、果たして本当に正しいのかと思うんです。上がる使用料を補うためには、どの程度の売り上げ増が必要と考えておられますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　今、ご質問のどの程度の売り上げというものにつきましては、卸売会社が現在、経営シミュレーションを作成しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　でも、それが出てきていないわけですよね。苦慮しているということなんでしょう。なぜかわかりますか。シミュレーションが成り立たないからですよ。要請書に書いてあるでしょう。このような状況のまま、このような基本計画にのっとったやり方では、早晩破綻しますよと書いてあるんですよ。そう読めませんか。要請書はそう書いていないですか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　確かに要請書の文言の中には、今、質問者がおっしゃるような表現がなされております。青果会社と協議して、今の基本設計を基本に進めていくという中で、その基本設計の施設を活用して、売り上げを上げていくというようなシミュレーションをつくるというところで、今、卸売会社がシミュレーションをされております。そういうところでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　はっきり書かれているんですよ。今の市場機能の延長線上だけで想定してきた現行の基本設計では、確実に淘汰され、多額の市税を投入した市場設備そのものが負の遺産になることは、容易に想像いただけるものと思いますと。だけど会社としては、市場の大切さは十分理解しているんだと。だからこそ、こういったことをさせてくれという形で、１から４までの方策を述べたわけです。完全コールドチェーン対応の密閉型構造を別棟として併設する。また、リパックとか、加工ができるようにする。このあたりは、もともとの答申にもきちんと書いてあることですよね。国、県の整備計画、整備方針の中でも、コールドチェーンにきちんと対応していく。加工とかにも手を広げていく。それが、市場が現実に合わせて、時代に合わせて生き残るすべだと書いてありますよね。違いますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　今、質問者がご指摘の点につきましては、記載はされております。しかしながら、今、協議の中で、実際に相手方の要請されております施設をつくるとなりますと、単純に言いますと、いわゆる事業費も大幅に増加になります。また、工期ももちろんですし、設計も全てやり直さないといけないということで、そういうような内容で卸売会社も一緒になって、話を聞いて、いろいろと要望書を受けて、要請はありましたけど、そういう中で基本設計どおりを基準にやって、その中で事業展開をしていくという話に、今、なっているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　あなた方はそうやって、協議の結果、このままやっていくことになったと言われました。この問題を聞くために、私も市場のほうの会社とお話をさせていただきました。その中で言われたのは、全然話が違うんだということなんです。ちゃんと協議をさせていただけるということで、ああよかった、実施設計の中で反映されるんだろうと思って協議をしたんだけれど、全く聞いてくれない。間に合わないから、間に合わないから。もともと基本設計で決まっていることは変えられないんですよという話だった。あの方々は変えるつもりはないんですよという話ですよ。それでも市場として、自分たちの存在が大切だと思うから、何とかそのままやっていこうという方向で検討はしているが、どう考えても成り立たないと言われます。そうすると、また要請書に戻るわけですよ。要請書に戻ったらどうなるか。本当に経営が成り立たなかったら、そうしたらやめるしかないんですよ。民間会社は赤字が続いたら続けられないですよね。経済部長、民間会社は赤字が続いたら成り立たないでしょう。やめるしかないですよね。いかがですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　経営の方針、いろいろあろうかと思いますけれども、当然そこにはいろんな資金手当とか、いろんな面で必要なことになってくると思います。その赤字をどう解消していくかということについては、当然そこはクリアしていかないと、企業の継続といったものは厳しいというふうには考えております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　赤字だったら続かないんです。なおかつ、びっくりしたのは使用料の提示はありましたが、紙を見せられただけで、持って帰られましたということなんです。詳細はありませんでした。ここの施設に幾らかかったから、これだけの使用料をいただきます。ここは、これだけかかるから幾らいただきます。実施設計が決まったら、それが提示できるのでしょう。ところが、それが全くなかったという話なんです。さらに聞いてびっくりしたのは、ちらっと聞いたところなんだけれども、今の使用料よりも下がるという提示を受けた関係者がおられるのではないかという話を聞いたということなんです。移転して上がるはずだと、みんな上がるんだと思っていた。ところが、うちはこんなに上がるような話を聞いていたんだけれど、よそは、いやいやそうではないよという話を聞いていたと。もしかしたら、その分がうちに来ていませんかという疑念さえ持っておられるんです。ちゃんと書類を提示して、交渉されましたか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　前の金額より、現在の使用料の総額と新たに提示した金額の比較を単純にされているのかどうか、そういう話かもしれませんが、まずは新しい施設の建設費用から使用される建物の平米単価を出しまして、そして新施設に移られる、今度希望されている面積を、新たな平米単価を出して、新しい使用料を示しております。それもざっくりした言い方ですが。そういう形でございますので、今言われます、よその分をほかのところに乗せるということは全くございません。

○議長（上野伸五）

（発言する者あり）

　発言時間が終わりましたので、ごめんなさい。会議規則ですので、会議規則じゃない、ルールですので、申しわけない。

（発言する者あり）

　暫時休憩いたします。

午前１１時００分　休憩

午前１１時１０分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。１５番　田中裕二議員に発言を許します。１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　一般質問最後でございますので、よろしくお願いいたします。質問通告に従い一般質問をいたします。今回は、定住人口増加策について質問をいたします。新型コロナウイルスの対応で大変な状況でございますので、細部についての質問は、次期定例議会で詳細にお尋ねすることにいたしまして、今回は、大枠の質問にとどめたいと思いますのでよろしくお願いいたします。令和２年度の施政方針で、飯塚市におきましては、福岡都市圏への転出超過が人口の社会減の要因となり、人口は緩やかに減少しておりますが、合計特殊出生率については、全国や県よりも高い１．７５と非常に高い水準を維持しており、福岡都市圏と北九州都市圏という２つの都市圏の真ん中にあって、飯塚市の価値を今まで以上に高め、キラリと光る地域となるための地域の取り組みを推進していく必要があると、このような施政方針でございました。定住人口の増加は飯塚市にとっても最重要課題であると、このように思っております。そこで今回は、定住人口増加策について、飯塚市の人口の推移、人口増加・減少の影響、そして定住人口増加の今後の取り組みについて、このような流れで質問をさせていただきます。初めに、飯塚市の人口の推移について、施政方針で緩やかな減少傾向とございましたが、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　本市におきましては、現在来年度から起点といたします第２次まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定中でありますので、その人口ビジョン編にあります数値を用いまして、答弁をいたしたいと思います。本市の総人口につきましては、平成７年の１４万４６３人をピークに減少し、平成２７年の国勢調査における実績値では１２万９１４６人となっております。また国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口では、今後も人口は減少し２０２５年には１２万１９２３人、２０４０年には１０万７９８７人、２０５０年には１０万人を切る９万８６５５人、さらに２０６５年には８万５９２５人となると推計がなされているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまのご答弁によりますと、平成７年の１４万４６３人をピークに減少し、平成２７年度の国勢調査における実績値では１２万９１４６人、約１万１千人減少し、さらに今後も減少を続け、２０５０年には１０万人を切り、４５年後の２０６５年には８万人台になると、このようなことでございますが、少し具体的にお聞きいたします。年齢別の人口の推移と将来推計、これはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　本市の年齢３区分別人口を見ますと、年少人口は１９８５年の２万９３４０人をピークに減少傾向にございます。また、生産年齢人口も１９９５年の９万３１１８人をピークに減少傾向にございます。老年人口は１９９５年に年少人口を上回り、年々増加を続けていますが２０２５年の４万７４０人をピークに減少に転じる見込みとなっております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　人口の増減は出生数と死亡者数の自然増減、そして転入者数と転出者数の差の社会増減を合わせたものになりますが、本市における自然増減、また社会増減の推移はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　１９９８年から２０１８年の推移でお答えいたします。本市の出生数は、近年１１００人程度で推移しておりましたが、２０１８年は９８３人となり、１千人を下回っております。死亡数は近年１５００人前後で推移しておりましたが、２０１８年は１６１４人となっております。このようなことから、自然増減は２００１年以降は死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。転入数は減少傾向から、近年は横ばいとなり、２０１２年以降は増加に転じております。また、転出数も減少傾向が続いておりましたが、２０１３年には増加に転じています。社会増減は転出数が転入数を上回る社会減が続いていましたが、２０１２年、２０１４年及び２０１７年は社会増に転じるなど、社会増になる年も出てきております。直近の２０１８年の状況といたしましては、転入数４９２１人に対し、転出数５０８０人と１５９人の転出増、社会減となっております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまのご答弁によりますと、自然増減は２００１年以降は死亡数が出生数を上回る自然減の減少が続き、２０１８年には１６４１人の自然減とのことでございます。これは少子化によるものが非常に大きな要因でございますので、これはしばらくこの傾向が続くと思っております。今の答弁の中で人口をふやすためには、約１６００人以上の社会増が必要となってくると思いますが、社会増減は横ばいの状態のようでございます。それでは、人口の増加・減少の影響はどのようなものがあるのか、なぜ人口が減るといけないのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　人口が減少した場合に想定される影響につきましては、具体的に検証した資料といたしまして、２０１５年に出された国土交通白書がございますので、これを参考に答弁をさせていただきます。ここには人口減少が地方のまち、生活に与える影響として、大きく５点に分けて述べられております。１点目は、生活関連サービスの縮小です。日常生活を送るために必要なサービスは一定の人口規模の上に成り立っていることから、人口減少によって、生活関連サービスの立地に必要な人口規模を割り込む場合には、サービス産業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になるなどのおそれがございます。例えば、ある市町村に８０％以上の確率で一般病院が立地するためには、２万７５００人以上の人口が必要であり、映画館では１７万５千人、売り場面積１万５千平方メートル以上のショッピングセンターでは９万２５００人が必要との統計が出ております。２点目は、税収減による行政サービス水準の低下でございます。人口減少とそれに伴う経済、産業活動の縮小によって税収入は減少する一方で、高齢化の進行による社会保障費の増加が見込まれます。こうした状況が続いた場合、これまで実施できていた行政サービスの廃止や有料化、インフラ維持財源の不足などが懸念されます。３点目は、地域公共交通の撤退、縮小です。多くの地域公共交通は、民間事業者によって支えられてきましたが、人口減少により、学生や生産年齢人口の減少が進めば、通勤通学者が減少し、民間事業者による採算ベースでの輸送サービスの提供は困難になり、撤退や減少、減便が懸念されます。一方で、その代替や高齢者等の移動手段の確保は重要であるものの、多大なコストが必要となるなど、公共交通の衰退による影響は大きなものとなります。４点目は、空き家、空き店舗、耕作放棄地などの増加です。これらは、地域の安全、防災、治安、景観など大きな影響を与え、多くの不安要素を抱え、地域の魅力低下につながります。５点目は、地域コミュニティの機能低下です。人口減少により自治会や町内会などの住民組織の担い手が不足し、共助機能が低下するほか、消防団員数の減少など、地域の防災能力を低下させる懸念がございます。また、児童生徒を含む若年層の減少は、地域の歴史や文化の継承を困難にし、伝統行事が継続できなくなるおそれがございます。このように、住民同士の交流の機会が減少することは、地域のにぎわいや愛着が失われていくなど、憂慮すべき事態を引き起こします。人口減少によって、起こり得る懸念について５点述べさせていただきましたが、我々世代が体験をしてきました人口が右肩上がりに増加していく社会は既に終えんしており、人口減少社会が到来していることを認識した中で、潜在する多くの課題に対応していくことが求められております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　人口減少による影響について、５点今述べられました。１点目、生活関連サービスの縮小。２点目が、税収減による行政サービス水準の低下。３点目に、地域公共交通の撤退、縮小。４点目、空き家、空き店舗、耕作放棄地などの増加。５点目として、地域コミュニティの機能低下など、お示しをいただきました。人口を維持するということは本当に大事なことだということを再認識いたしました。それでは、人口を維持するために、対外的にアピールすることができる本市の特性や魅力について、どのように認識をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　本市は人口の規模に比べて医療機関が充実していることや、同様に３つの大学を有し、特色ある学校教育の推進など、教育先進地として取り組んでいること、健幸都市いいづかを掲げ、あらゆる世代に向け医療、介護、福祉の総合的な連携による包括的な支援サービス体制構築により、健幸長寿社会の形成を推進していること、妊娠、出産、子育ての一貫した支援と環境の充実に努めており、安心して子育てができる住みやすいまちづくりを推進していることなどがあると考えております。また、本市は県の中央に位置し、筑豊地域の中心都市であること。また、福岡、北九州の２大都市圏とのアクセスがよく、通勤、通学圏域であることのみならず、本市と同規模の地方都市では確保できない大都市が有する生活関連サービスのアクセスも容易であることが強みと考えております。さらに、そのような立地の強みを持ちながら、自然豊かで１月１日を基準といたしました地価公示価格の住宅地、１平方メートル当たりの平均価格も県全体の平均価格に比べ３分の１であり、福岡市の平均価格に比べても６分の１以下であることなども本市の特徴であると考えております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまのご答弁、本当に対外的にアピールできるものとして、医療、教育、子育て、また立地の強み、地価の安さなどを挙げられましたが、そうであるならば、転入はもっと増加してもいいはずではないかと思っておりますが、先ほどの答弁によりますと、転入、転出はほぼ横ばい、同数ということになっております。そこで、定住人口増加に向けて今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　本市では、少子高齢化、人口減少等の課題に対応するため、平成２７年度にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、取り組みを進めており、来年度を起点とする第２次の戦略は、総合計画のもとで、さらに人口減少の克服に特化した施策に絞り込み、移住・定住に向けた計画を兼ねるものとして策定中でございます。この第２次総合戦略におきましては密接に関連する「地域を元気にするしごとづくり」、「未来を創るひとづくり」、「次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」の３つの基本目標を定めており、各目標における基本方針に沿った施策のベストミックスによるさらなる地方創生の充実によって、人口減少の克服に取り組むことといたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　総合戦略で定住人口増加に取り組むということでございますが、定住人口を増加させるためには、これをやれば人口がふえるということはあり得ません。雇用の場を確保されているのか、まちのにぎわいはあるのか、子育てしやすいまちなのか、学力や教育環境はどうなのか、高齢者や障がいをお持ちの方に優しいまちなのか、公共交通は充実しているのか、災害に強いまちなのか、そしてまちのイメージはどうかと。総合的に勘案して定住を決められると思っております。そこで、幾つか具体的にお尋ねをさせていただきます。まず、雇用の場の拡大やまちのにぎわいは大きな要因となると思いますが、雇用、仕事づくりや中心市街地の活性化、この点はどのように取り組まれるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　総合戦略におきましては、「地域を元気にするしごとづくり」を基本目標として、創業の支援では関係機関と連携しながら、総合的な創業支援を強化することにより、若者を含めた新たな雇用の創出と、地域活性化を図ること。中心市街地の空き店舗等を活用するなど地域資源の利活用を図ること。市内３大学及び第一薬科大学などとの包括協定などを含めた連携を積極的に進め、大学の知的資産や人材等を活用した活気ある地域の創出を図ることとしております。地場企業の育成、企業立地の促進では、地場企業や大学間の交流機会の創出と企業の情報発信強化、販路開拓の支援、人材育成事業を進め、地場企業の支援を進めるとともに、飯塚市の地域特性を生かしながら本社機能の誘致を含めた企業の立地促進に取り組み、企業と市内の高校生、大学生を含む求職者のマッチング支援、特産品や新商品開発支援等により地域経済の活性化を図ることといたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　次に、子育てや教育という点ではどのように取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　同じく総合戦略におきましては、「未来を創るひとづくり」を基本目標として、妊娠、出産、子育ての一貫した支援と環境の充実では不妊治療への助成、子育てガイドブック作成・配布、子ども医療費の助成などとともに、関係機関と連携した相談支援体制の整備・充実、産前産後の支援など、希望や状況に応じて選択できるように一貫した支援の充実に努めること。また、保護者が安心して子どもを預けることができるように、保育所、認定こども園など子育て支援施設の整備や、街なか子育てひろばなどの利活用を促進し、保育士の人材確保、延長保育や休日等の預かり事業など、子育て環境の整備に努めることとしております。特色ある学校教育の推進では、子どもの健やかな成長に向け、小中一貫教育の推進を図るなど、教育環境の整備とともに、多層指導モデルＭＩＭ、協調学習等、特色ある学校教育を進め、「かしこく」、「やさしく」、「たくましい」子どもの育成に努めること。ＩＣＴ機器導入による効果的な学習を充実させ、児童生徒の能力の向上を図るとともに、徹底反復学習や大学生、高校生などによる放課後子ども教室推進事業などを通じて、社会で生活していく上での基礎となる、確かな学力を育むこと。姉妹都市サニーベール市との交流事業を初めとした国際交流事業の推進を図るとともに、英語などの外国語の実践的な学習を充実させることで、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図ること。さらに小学校、中学校、高校、大学と一貫した教育施設があることから、各教育施設の連携を推進し、活力ある学園都市の形成を図ること。また高等教育への就学支援等により、未来をつくる人材の育成に努めることといたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　次に、災害対策、交通、住環境という点ではどのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　総合戦略におきましても、「次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」を基本目標として、健幸で魅力あふれるまちづくりの推進の中では、将来にわたる居住環境の維持・向上のため、交通事業者との連携による公共交通網の充実に取り組み、自然災害による浸水等の被害を軽減し、安全・安心なまちづくりを行うため、国や県など関係機関と連携しながら、防災・減災体制の推進を図り、拠点連携型の都市づくりを推進することとしております。次代を牽引する地域づくりの推進の中では、地域住民の減少や高齢化などによる地域環境の悪化や地域コミュニティ力の低下などの課題に対し、空き家、空き地の利活用を図る事業などを実施し、移住定住の促進及び地域コミュニティの低下防止等に努めることといたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　本来であれば、今お聞かせいただきました雇用、仕事づくり、中心市街地の活性化、また子育て、教育、災害対策、交通、住環境、それぞれについて詳細にお尋ねする予定でございましたけれども、最初に述べましたように、この詳細につきましては次期定例会で確認をさせていただきたいと思います。先ほど飯塚市のアピールできる点をお聞きいたしましたが、特性はすぐれているのに、大きな目線で見た飯塚のイメージのアピールはうまくできていないために損をしているのではないかとこのように思います。そこで最後に、これはある意味一番大事なことだと思いますけれども、飯塚のイメージアップの取り組みについてでございます。ブランド化による飯塚のイメージを上げる、飯塚の特性をうまくブランド化する取り組みが必要ではないかと思いますが、この点についてどのように取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　本市におきまして、飯塚ブランドと呼ばれるものは産品、風土、イメージなどを含め、確立しているとは言いがたい状況でございます。先ほど申しました都市圏への交通アクセスの利便性、医療や教育、日常生活レベルの利便性、自然の豊かさや都市機能に比して、低い地価の魅力など住んでみるとよさがわかってもらえることがうまくブランド化できていない、あるいは既存のイメージによって特性が理解されていない、受け入れられていないといった課題についても認識をいたしております。ブランド化やイメージアップにつきましては、現在主流となっているＳＮＳを活用する方法等の検討を含め、有効な手法について成功事例等を参考に、引き続き研究していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　先ほどのご答弁で、第２次総合戦略の各目標における基本方針に沿った施策のベストミックスによるさらなる地方創生の充実によって、人口減少の克服に取り組むと、このようなご答弁がございました。第２次総合戦略に掲げられた各目標を完遂させ、定住人口が増加するようにしっかりと取り組んでいただきますように強く要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　これをもちまして、一般質問を終結いたします。

これより議案に対する質疑を行いますが、会議規則第５１条第１項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外に渡りまたはその範囲を超えてはならないこと、また、同条第３項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないこととされておりますので、そのことに十分ご留意の上、質疑を行っていただきますようあらかじめお願いをしておきます。

「議案第１号」から「議案第４号」までの４件及び「議案第６号」から「議案第４６号」までの４１件、以上４５件を一括議題といたします。

「議案第１号」から「議案第４号」までの４件及び「議案第６号」から「議案第１５号」までの１０件、以上１４件については、いずれも質疑通告があっておりませんので質疑を終結いたします。

「議案第１６号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第１６号　飯塚市学校給食事業特別会計予算」についてお尋ねします。基本的には、食の安全確保、民間委託の状況についてお尋ねし、予算の賛否を考えたいと思うんです。まず、予算書にあります職員の健康診断についてはどのように行っているのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　職員健康診断手数料につきましては、学校給食課の職員、再任用職員、会計年度任用職員が、年に１回の健康診断を受診するための手数料でございます。こちらにつきましては、市役所職員全員が受診する一般的な健康診断でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでは、同じく細菌検査についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　細菌検査手数料につきましては、２つの検査手数料でございます。一つは、学校給食衛生管理基準に基づきまして、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌の検査を、月２回行うための手数料でございます。もう一つにつきましては、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルに基づきまして行う、ノロウイルスのための検査手数料でございます。これは年に１回、ノロウイルスの流行期でございます１０月から３月に行う検査手数料でございます。いずれも対象者は給食調理従事者及び栄養教諭でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　給食用食材検査についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　給食用食材検査手数料につきましては、給食の食材の食肉、野菜、大豆食品、魚肉練り食品につきまして、年に１回検査するための手数料でございます。検査項目につきましては、食肉が一般生菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、Ｏ－１５７、カンピロバクター、野菜が一般生菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、大豆商品と魚肉練り商品が一般生菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、Ｏ－１５７でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今、いろいろお話を聞かせていただきましたけど、その衛生管理に関するマニュアルにはどういったものがあるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　学校給食につきましては、安全かつ安心な食事の提供をすることが不可欠でございます。そのために、学校給食における衛生管理の徹底を図るため、重要事項につきまして国が示しました「学校給食衛生管理基準」がございます。その基準をもとに、本市でさらに細かく作業手順等を示しました「飯塚市学校給食衛生管理マニュアル」、本年度作成いたしました給食への異物混入への対応をまとめました「飯塚市学校給食異物混入対策マニュアル」に沿いまして、衛生管理の徹底を図っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　新型コロナウイルス対策にはどういう予算措置をしているか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　食中毒発生防止のため、飯塚市学校給食衛生管理マニュアルに沿いまして、調理従事者の健康状態の確認を徹底し、異常があった場合は調理室への入室制限、消毒液の対策、白衣・帽子・マスク等の着用等の服装の指示、作業工程別の石けん液・爪ブラシ・手拭きペーパータオル・消毒用アルコールを使った手洗いの指示、食品の検収・保管及び調理作業への衛生管理の徹底を図っているところでございます。これらのことによりまして、結果的には、一般的に行っております新型コロナウイルスへの防止対策は十分に行われていることと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　学校給食は安全だと。新型コロナに対しても十分な対応ができるという確信があるんですね。お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国からは、今回、安倍首相のああいったことがあったんだけれども、国からは特別なことは言ってきてないですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　学校給食につきましては、国からの新型コロナウイルス対策についての通達等は、今のところございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　学校給食は安全だということで、国のほうは自信満々ということなんでしょうか。問い合わせはしたことがあるんですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　問い合わせ等は行っておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　次に、民間委託の状況についてお尋ねします。各校を自校方式に切りかえて久しいわけですけれども、全体の中で民間委託の状況はどのようになっておるのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　小中学校全２９校のうち、穂波地区の穂波東小中一貫校を除く４校と、筑穂地区の４校につきましては、直営により実施いたしております。その他の２１校につきましては、民間委託により実施しているところでございます。令和２年２月１日現在での給食の喫食数に換算いたしますと、児童、生徒、教師等を合わせた全喫食数は１万８５４食でございまして、そのうち直営校は２０２６食、委託校につきましては８８２８食でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　同じ飯塚市が自校方式で給食をやるのに、直営と民間委託とわかれている理由はどういうことでしょうか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　まだ直営に職員がおりますので、直営についても実施しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは、職員がいるからということでしたけど、職員のために、直接雇用している職員がいるから、そのために直営でやっているという意味ですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　確認するけど、子どもたちの給食、これはご飯を食べればいいというわけではありませんから、教育ですから、教育でもあるわけだから、それに必要だから直営をやっているというわけではないんですね。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　民間委託におきましても、給食の安全性は保たれていると認識しておりますので、給食の安全のために直営を実施しているというわけではございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今のはかみ合わなかったと思いますけど、直営で給食をやっているところで、何か問題が、この間、生じたことがありますか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　給食の安全面で問題等があったことはございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今のお話だと、にもかかわらず、雇用関係が消滅する時期が来れば、直営での給食はなくなるというふうに考えましたけど、そういうことなんですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　給食調理員である現業の職員につきましては、現在のところ新規の採用を行っておりませんので、調理員につきましては、年々、減っている状況でございます。いずれは、現在８校実施しております直営校につきましても、民間委託に移行する必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでは、民間委託のほうをお尋ねします。委託の内容は各校でほぼ同一と推定するんですけども、どういった内容ですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　献立に基づきました調理業務の実施、児童生徒に安全安心な給食を提供するために必要な調理従事者の研修及び報告書等書類の作成を行っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

給食をつくる業務の中で、発注者サイド、市ですよね、が委託業者に指揮をすることはないですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　直接指揮というのは行っておりません。仕様書の中で、各校担当栄養教諭から委託業者の業務責任者に対して、献立表、調理業務指示書に基づきまして、業務の調整を行いまして、委託業者がそれに従い調理作業工程表、作業動線図を作成いたし、給食調理を行うこととなっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その行為は委託業務に当たるんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　委託業務に当たると考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　発注者が委託業者に対して必ず指揮、監督しなければならない業務ではないんですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　直接、栄養教諭が調理員に指示を出しているものではございません。そのため、いわゆる偽装請負等々ではないものと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう一度、委託内容を書いた仕様書の学校側の関わりのところを、紙でどうなっているか、仕様書でどうなっているか、実態でどうなっているかを考えるのではなくて、現実を調べて、そして仕様書との関係がどうかも見たほうがいいと思うんですけど、直接雇用に全体切りかえて、民間委託ではなくて直営事業にね、切りかえるということをこの間に検討したことがありますか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　そういった検討を行ったことはございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　自校方式の学校給食が民間委託事業に法上もなじむかどうか、よく検討すれば、直接雇用による直営事業への全体的な移行について、検討せざるを得ない時期が来ると思います。それで、委託先の選定についてはどのように行っていますか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　プロポーザル方式により選定いたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　共立メンテナンスに委託しているところがありますね。どことどこですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　飯塚小学校、鯰田小学校、飯塚第二中学校、飯塚東小学校の４校でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは何人分の給食をつくっていますか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　１３７３食でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この共立メンテナンスは調理職員、調理業務にかかわる職員について、全国的にはどのように募集し、職員の管理をしているか確認していますか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　特にそういった点の確認は行っておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　プロポーザルで選定するときに、それをしているはずですけど、してないですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　プロポーザルの選考方法の中で、そのような条件は特に思い当たりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　思い当たらないというか、プロポーザルで選定作業をするときに、全国展開している民間業者が、どういう会社だとか、どこでどういう実績をおさめているだとか、本市においてどうかということもあるでしょうけど、その調理業務にかかわる職員をどのように採用しているかだとか、先ほど言った職員の健康管理、それから細菌検査などについて、どのようにやっているのかと評価をするでしょう。給食食材の検査についても。してないんですか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　プロポーザルの選定方式の選考基準の中で、会社の経歴及び経営状況についてはございます。ただ職員の採用方法についての採点基準等はございません。また、安全衛生管理につきましては、特に点数につきまして大きな点数となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ですから、さっき言った職員の健康診断とか、細菌検査だとかいうことは、市の職員の場合はきちんとしていることをあなた方は確認している―――どころじゃないよね、そのためにやっているわけですから。ところが民間委託業者が募集して採用している職員については、それがどうなっているかについては、プロポーザル選定委員会でも、審査の対象になっていないということなんですね。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　委託業者におきましても、健康診断、細菌検査につきましては、市の職員と同様に行うよう仕様書の中でうたっております。それについても報告は必ずやっていただくようになっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。会議規則第５１条第１項の規定により発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないこととされております。ただいまの質問は少し議題外に入っていると議長において思いますので、会議規則第５１条第２項の規定により注意をさせていただきます。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今、私が質問しているのは、予算そのものにかかわる質問ですよ。どうして議題から外れていますか。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はあなたに質問しているんですよ。どこが予算から外れていますか。民間委託、共立メンテナンスに対する委託料、今回も入っているわけでしょう。これは予算そのものの質問をしているんですよ。先ほどから私の質問は非常に簡明ですよ。そのように質問抑制をされるのは、よろしくないんじゃないかな。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１１時５７分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

プロポーザルでの選考基準の中に、職員の採用方法についての審査項目は含まれておりません。そのため本市においては、採用方法については把握はしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市の直接雇用の職員については、先ほどから申し上げているような健康診断、細菌検査は行われるけれども、民間委託の現場で働く労働者についてはそれがされているかどうか、市が把握しないという状況にあるということですね。それで、労働条件については、せめて賃金が、市が設定したとおりに支払われているか、労働基準法を守るものになっているか、市は把握することになっていますか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　そういったことを把握はしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最後にしますが、労働安全衛生法、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的にしたものですけれども、これに係るもろもろの基準が守られているかについて、市は把握する責任を持っていますか。現状どうしていますか。

○議長（上野伸五）

　学校給食課長。

○学校給食課長（小柳朋之）

　施設におきましても、学校給食衛生管理基準に沿いまして室温管理等を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　質疑を終結いたします。

「議案第１７号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第１７号　令和２年度 飯塚市水道事業会計予算」についてお尋ねします。角度としては、経営状況が一つ。もう一つは民間委託の現状についてであります。まず、経営に関してですが、給水人口減に対してどういう方向性をもって今年度予算編成に当たられたか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　まず資料のほうをごらんいただきたいと思います。当初予算資料の３ページになります。恐れ入ります。こちらのほうで、給水人口、平成２８年度から令和２年度までの５年間の推移を水道事業の推移表の中で記載しております。給水人口が平成２８年度の時点で１２万５７２０人、令和２年度で見込んでおります給水人口が１２万３２８４人でございます。２４３６人給水人口が減っております。これにつきましては高齢化、それから節水機器の進展等によるものというふうに考えております。予定給水人口にかかります給水収益についても減というふうに想定しております。予算の組み立てについてでございますが、老朽化した管路の更新事業に対して重点的に予算配分しております。特に災害時における避難所や救急指定病院等を重要給水施設と位置づけ、耐震管への布設がえを実施、管路の強靱化を図っております。また浄水場施設につきましては、各施設の更新等整備計画に基づいて効率的な運営を目指した機械、電気設備及び施設の更新を取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　経営に関して重要と思われる２つのうち、１つは給水減、給水人口減について、予算編成に当たっては、少なくとも新年度については現状を受け入れた内容でいくしかないということですね。一方で、基盤整備というか、施設整備については、積極的に展開していこうという、予定どおりのように聞きました。大体そういうことで理解して良いですか。

○議長（上野伸五）

　企業局長。

○企業局長（原田一隆）

　今、質問議員言われますように、人口減少につきましては、現状を受け入れた中で取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、また老朽化につきましては、重要給水施設への老朽管対策はどうしても取り組んでいかなくてはいけない課題だと考えておりますので、それにつきましては、当然それなりの投資も要るわけですけど、取り組んでいきたいと、合併特例債を活用した中で、一つ一つ、少しずつでございますが、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私の認識で間違いないんですかね。給水人口減等によって、経営は悪化していくのを肯定せざるを得ないから、そのままの予算組みです。一方で、施設の老朽化については対策をとらざるを得ないから、今の話だと合併特例債など、借金してでも対応していこうと。施設は充実していきます。赤字は受け入れていきますと。赤字というか、経営の厳しさについては受け入れていきますということですね。それで、老朽化対策の問題については、昨日の一般質問でも触れましたけど、上高雄ポンプ場を失うわけにいかないという趣旨の答弁はありました。これは今回の予算の中に対応が入っておるんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　今、質問議員が言われていますことについては、予算には反映しておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　民間委託一括の委託の問題についてお尋ねするんですけど、浄水施設管理運転の一括委託は、旧飯塚市でスタートし、合併後、旧４町にまで広がったわけですね。予算編成のたびに、公営企業の事業を一括的に民営化してよいのかどうかということについては、検討が必要だと思います。それで、例えば水道事業の職務に詳しい市職員が激減している現実にどう立ち向かうかなど、今回予算編成に当たり、検討した内容をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　浄水場の運転管理につきましては、市町村合併により旧自治体ごとに運転管理方法、技術に差があったことから、平成１９年度より全ての浄水場の運転管理業務を一括して民間委託としております。運転管理業務の中で特に水質管理等については委託業者任せではなく、局の水質試験室での試験結果や毎月定例会を実施して、各種協議、指導を行いながら、安心安全な水の供給を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今の答弁は、予算編成に当たっては一括民間委託、浄水施設の管理運転をやっているんだけど、水質管理については直営で市が責任を負っていると。水質検査についてですか。水質の安全のどこまで市が直営で責任を負っているんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　運転管理上における水質の検査、運転管理上の管理にかかります水質検査については、委託しています会社のスタッフの健康診断等をしております。さらに直営がかかわります水質検査についても、２名について健康診断等を行っております。

○議長（上野伸五）

　企業局長。

○企業局長（原田一隆）

　通常の運転管理につきましては、委託しております民間事業者のほうで行っていただいておりますし、水質の検査につきましても、データ的なものの把握につきましては、委託業者のほうでやっていただいておりますが、市のほうでは水質の定期的な検査を直営でやっておりますし、また、そのデータの管理は市のほうで管理をしておりますし、適宜、指導をいたしておって、例えば、きょうは雨が多いからこういう部分に注意をしてくださいとかいうふうな指導は、市のほうでやっているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　水道の民営化、コンセッションについては、企業管理者は現状で飯塚市は考えませんという立場を言われておりますけれども、その立場は変わっていないんですか。

○議長（上野伸五）

　企業局長。

○企業局長（原田一隆）

　前回もご答弁させていただいたと思うんですけれども、運営権を設定するようなコンセッション方式につきましては、現時点では考えておりません。ただし、現在の委託業務につきましては、民間ノウハウの活用、経費削減等の観点からも、継続していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　前回は企業管理者が答弁されました。何か位置づけが変わったんですか。企業管理者の答弁を求めております。

○議長（上野伸五）

　企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　特に位置づけは変わっておりませんが、先ほど企業局長が申しましたとおり、現時点では、水道施設等の運営権を民間事業に移行するというようなことは考えておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　よく総括もしてないのではないかと思うけれども、浄水施設の管理運転の一括民間委託について、継続したいという局長の答弁でしたけども、収益はなかなか厳しくなっていきますと。それを今の民間委託で何とかカバーできないかという考え方のようですけれども、設備はどんどん更新していきますということになってくると、水道民営化の客観的な準備が進んでいるというふうにも、私からは見えるわけです。これは飯塚市の水道事業をきちんと守る上では、守り続けていく上では、むしろあなた方は検討しているのではないかと思うんだけど、むしろ何カ年計画かで民間委託をやめて、従前のように一括の民間委託と言いましょう、はやめて、従前のように公務員が、市の職員が直営で手当てしていくということを検討したことがないですか、３カ年計画とか５カ年計画で。

○議長（上野伸五）

　企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　したことはございません。

○議長（上野伸五）

　質疑を終結いたします。

「議案第１８号」及び「議案第１９号」、以上２件についてはいずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第２０号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これについても、２つの視点でお尋ねしたいと思うんです。経営状況と指定管理者制度についてです。経営状況について、せんだっての市立病院運営協議会においても報告があり、審議があったというふうに聞いております。そこで病院設置者の飯塚市長としては、経営状況の自己評価、どう考えておるのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　病院事業会計の予算につきましては、市立病院運営のために交付される病床分、それから救急病院等に係る交付税措置分並びに病院事業債元利償還金にかかる交付税措置分、県補助金及び病院施設の維持管理費を指定管理者に交付し、適正な病院運営を図ることということで考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今回の病院事業会計予算は、せんだって策定された新病院改革プランに沿って立てられていると思うけども、どういった位置づけの形になっていますか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　新改革プランのご質問でございますが、全体的な病床数２５０床の変更などは考えておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今の答弁でも大体わかりました。現状どおりの流れの中で予算編成をしたということですね。ところが、昨年９月２６日にあのような形で公立公的病院の再編統合の対象に名指し、厚生労働省によってされたわけですね。それで平成１５年に筑豊労災病院が名指しされたことによって、黒字経営から一気に赤字経営となり、赤字の病院では大丈夫かということになって、それからいろんな運動もあって今日になっていくんだけど、名指しされたことによる経営上の打撃というのは、今のところどういうふうに受けとめているか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　特に名指しされたことについては真摯に受けとめながらも、県のほうで主催されます地域医療構想の会議の中で行われていきますので、その経過を注視していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　名指しされたことを真摯に受けとめるというのは、どういう意味ですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　今後、人口減社会が到来する中で、その状況の変化には対応するような形は、考えていかなければならないというところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今度の予算編成とのかかわりで非常に重要な答弁が、今されております。新病院改革プランでは２５０床、２０２５年まで維持するという方向なんですね。今、答弁があったのは、それを見直したいという答弁なんですか。

○議長（上野伸五）

　企業局長。

○企業局長（原田一隆）

　今、市立病院で確保しております２５０の病床を変更することは、全く考えておりません。しかしながら、急性期とか回復期、こういったところの病床のベッド数については、今後必要があれば見直しを検討しなくてはいけないなというふうなことの考え方は持っておりますけども、現時点で、それもこう見直しますというふうな答えが出るわけでもございませんで、今後の状況を見ながら、そういうことを視野に入れなくてはいけないという心づもりをしているというところでございますし、２５０のベッド数につきましては、今のところ全く変えるつもりはございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　真摯にとは何ですか。真摯にいうのはどういう意味ですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　先ほどの発言、真摯にというところは発言を取り消させていただきます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　指定管理者制度についてなんですけれども、現在、地域医療振興協会が１３年目ですか、迎えてます。それで振興協会本体は飯塚市立病院を引き受けるころと比べて、預かっている院所、医療機関はどのように変化しているか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　指定管理者であります地域医療振興協会は、本年度７３の施設を運営しているというふうに調べております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市立病院を引き受けたのが平成２０年でしょう。そのときはどれぐらいで、今は７３施設。わかりますか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　今、手持ちの資料がございませんので、お答えすることができません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いつ答えられるんですか。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　１時２２分　休憩

午後　１時２２分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開します。企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　わかりませんので、お答えできません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　平成２０年から３０年の指定管理期間なんですよ。もうすぐ折り返し点に来る。当初、この地域医療振興協会が、責任を負っていた全国の医療機関、院所は既に３倍ぐらいになっているんですよ。だから事務事業だけでも相当なものになっているはずです。そしてスタッフも相当なものになって、その道は必ずしも平たんな道ではないと思うんですよ。飯塚市が３０年間ということで指定管理をお願いしているんだけど、その経営実態がどうなっているのか。飯塚市の病院だけではなくて、指定管理を受けているのは地域医療振興協会本体ですよ。ですから、その状態がどうかということは把握しておかなければ適切な病院経営がしにくいのではないかと思うので、先ほど聞いたわけです。それで、医師の確保状況はどういう状況か、お尋ねします。市立病院についてね。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　医師数については、本年１月現在で常勤医師３４名、非常勤医師３０名でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　正規と非常勤の比率は、このところ変化ありませんか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　平成２５年４月現在でいきますと、正規職員の医師が２８名、非常勤の医師が２５名の合計５３名でございます。現在は先ほど申し上げましたが、常勤医師３４名、非常勤医師３０名の６４名ということで、５年前と比べますと、８名ふえております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　看護師についてはどういう状況ですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　平成３０年４月１日現在でいきますと、正規職員の看護師が１４２名、非常勤職員の看護師が１２名の１５４名でございます。これに対して、平成２５年４月１日現在では、正規職員が１４８名、非常勤職員の看護師が１９名の１６７名ということで、若干減ってはおるところです。ただ職員数については充足をしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それ全体として医療スタッフはほかにさまざまな方々がおられますけど、医師と看護師の動向、全体人数と、それから常勤と非常勤との関係、正規と非正規との関係を見た場合に、どういうふうに評価されているのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業局長。

○企業局長（原田一隆）

　医師につきましては、脳神経外科、乳腺外科において、常勤医師が現在配置できていないという状況でございますので、ここにつきましては、病院としても一刻も早く配置をしたいということで、いろんなところに声をかけて先生を探しているというふうな状況というふうに聞いております。また、看護師数につきましては、現状では充足しているというふうに聞いておりますので、私どもも医師の確保に努めていただくようにということでお願いはしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　平成２０年のスタート時から数年の間、労働基準法違反だとか労基署が指導したり、福岡県が指導するような事態があったわけだけれども、最近そういったことは起こってないですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（安藤孝市）

　毎月、病院事務局との情報交換会を実施しておりますが、その中では特にそういうふうな報告は受けておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　医師が特定の診療科目で不足があると。それ以外は万全ですというような趣旨の答弁だったと思うけど、一度、看護師さんの仕事につき合ったらどうですか。どういう労働実態があるか。そして地域の要求もある。だけれども、救急医療の受け入れを急速に伸ばしてきているでしょう。経営にも貢献をしていると思うけど、それによって医療スタッフがどれほどの過重な負担を負うているか負うていないかについて、きちんと調べてみる必要があるのではないかと思っています。そういう状況の中で、そういう意味では非常に努力を重ねて、今の経営を維持しているというのが実態。そして振興協会としてはさらなる努力の中で前進を遂げていきたいと、地域に貢献したいと、地域医療に。という中での名指しなんですよ、先ほどから言っている。最後にしたいと思うんだけど、地域医療振興協会のほうは、この名指しについて、どういうふうな意見を持っておるのか、最後にお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業局長。

○企業局長（原田一隆）

　現在市立病院を管理しております管理者とお話をさせていただきましたところ、管理者としては非常に心外だというふうなことを申されておりました。ああいうことで名前を発表されますと、これから市立病院で働こうとする医師や看護師が、市立病院だけに限ったことではございません、ああいうふうに名指しをされますと、統廃合という言葉だけがひとり歩きをしまして、この病院がなくなるのではないかというふうな認識を持たれると。そうなると、せっかく市立病院で働こうと、この病院で働こうと思っている医師や看護師が就職、働き口をちゅうちょすると、違うところに変えるというふうなおそれがある。今現実起こっているわけでございません、市立病院でそういう事例があったということではございませんが、そういう事態にもなりかねないので、ああいうことを勝手に発言されるのは非常に困るというふうな意識は持っておられます。そういった中で、市立病院としては現状維持、もっと市民の方に愛される病院として頑張っていきたいということで、いろんなことに取り組んでまいりますというふうなお言葉もいただいておりますので、我々としては、それをしっかり支えていけたらというふうに考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最後にしようと思ったけど、その発言は管理者の発言で、いつ、どういう場面でその発言をされたのか、最後に確認します。

○議長（上野伸五）

　企業局長。

○企業局長（原田一隆）

　この発言は、ちょっと日にちは覚えておりませんけれども、私どもが昨年、地域医療構想の病院数が削減された後に、新聞報道があった後に、病院に赴いた際に、管理者にお会いする機会がありましたので、そのときに管理者から確認をさせていただいております。日にちについては、申しわけございません、覚えておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　非常に重要な管理者の発言と聞きました。それで、いつ、どういう場面での発言なのか、正確にしておったほうがいいと思いますので、別の機会にそれを明らかにしておいてほしいと思います。質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　質疑を終結いたします。

「議案第２１号」から「議案第２７号」までの７件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第２８号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第２８号　子育て支援センター条例の一部を改正する条例」ということで、条例改正の目的を、まずお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（深江美恵）

　条例の一部を改正するに至った経緯について発言させていただきます。平成３０年度から業務委託をしている、街なか子育て広場の契約期間が令和２年度までとなっており、令和３年度からの運営を業務委託にするのか、あるいは指定管理者制度を導入するのか、内部で検討した結果、指定管理者制度を導入する方向で決定いたしましたので、条例の一部改正をすることとしたものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　目的は何ですか。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（深江美恵）

指定管理者制度の導入につきましては、指定管理者制度導入推進委員会において、民間事業者に施設の管理運営を委ねることで、サービスの質的向上や施設の効果的な管理運営が見込まれるか等について、業務委託と指定管理者制度導入の比較検討を行いました。検討を行った結果、民間事業者のノウハウの活用により、より一層のサービスの充実が期待できるため、指定管理者制度を導入することを決定いたしました。指定管理者制度を導入することで、子育てに悩みや不安を抱える保護者への相談や援助、育児講座の充実等、子育て支援の拠点施設として多様化するニーズに対応できるようになるものと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚の中心市街地にある街なか子育て支援センターのことですよね。業務委託しているんでしょう。民間の事業者に業務委託しているわけでしょう。指定管理も民間でしょう。民間のノウハウは既に入っているのではないんですか。違いますか。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（深江美恵）

　先ほども申し上げましたとおり、民間事業者に施設の管理運営を委ねることで、サービスの質的向上や施設の効果的な管理運営が見込まれること等について比較検討を行いましたので、そのように決定をしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　民間のノウハウを発揮してもらう上で、業務委託と指定管理者とどちらがよいかを検討したという答弁ですかね。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（深江美恵）

　指定管理者制度と民間委託を比較をした上で、指定管理者制度を導入するということで決定をいたしました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私の質問を確認されたと思います。それでは検討した主な点について、それぞれどうであったかと、業務委託と指定管理と、という整理がありますか。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（深江美恵）

　街なか子育て広場の契約期間が令和２年度までとなっておりましたので、指定管理者制度の導入推進委員会において、指定管理者制度を導入することについて、そこは確認をいたしましたので、決定をいたしました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　中心市街地活性化事業、内閣府承認の事業を官民挙げて１２０億円ですか、かけてやっていった中の中核的施設ですよ。その中で、開所式には、副総理とか来ていましたね。そのとき本市の位置づけ方は直営だったでしょう。それが急に業務委託に変わり、そしてその期限が来るので指定管理だと。これは当初から決めていたことなんですかね。今の答弁のあり方から言えば。内部検討したというのはあまり検討してないと、当初から決めたとおりだということのように受けとめられるけど、そうですか。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　１時４１分　休憩

午後　１時５０分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。福祉部次長。

○福祉部次長（石松美久）

　先ほどの指定管理と民間委託の関係でございます。当初から指定管理を考えていたのかということでございますが、現在の場所に移転したのが平成２８年の１０月でございます。その当時は直営のほうで行っておりました。その後、土日の開所とか、そういうものがございまして、民間のほうに委託をさせていただいております。今回の指定管理につきましては、そこの相談機能の充実とか、サービスの向上等を図るため、指定管理することによって、受ける団体のノウハウ等が十分に生かせるようになるということも含め、また、あわせて施設管理も一緒に行っていただくということで、指定管理のほうにするということで、委員会の中で指定管理でいこうという決定が下されましたので、条例改正のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　サービス向上のためだというふうに言われるわけですね。そうすると、利用対象者について、今回条例改正で明記した部分がありますね。どういうふうになっていますか。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（深江美恵）

　平成３０年度の各子育て支援センターの年間利用者につきましては、街なか子育て広場が３万２４１０人―――（発言する者あり）

　失礼いたしました。子育て支援センターにつきましては、児童福祉法に基づき地域の子育て支援機能の充実を図るため、地域子育て支援拠点事業を実施するために、厚生労働省が定めます地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき市町村が設置するものでございます。その要綱におきまして、子育て支援センターでは、乳幼児及びその保護者を対象として、１．子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、２．子育て等に関する相談、援助の実施、３．地域の子育て関連情報の提供、４．子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を基本事業として実施することとなっておりますことから、第９条で利用者について明記したものでございます。現状におきましても、要綱に基づき乳幼児及びその保護者を利用対象として、各子育て支援センターの事業運営を行っておりますが、条例に明記していなかったため、今回の条例改正に合わせ利用者の明記をするものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　例えば、保護者が、乳幼児とそれより上のお子さんを連れて遊びに来た、遊びというか、施設を利用しに来た場合はどういうことになりますか。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（深江美恵）

　先ほども申しましたように、乳幼児及びその保護者を対象とし、子育て支援センターを運用しております。小学生につきましては、子育て支援センターを利用できないということで、お断りをしているような状況でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると乳幼児というのは、小学生未満を乳幼児というふうに言っているわけですね。

○議長（上野伸五）

　子育て支援課長補佐。

○子育て支援課長補佐（深江美恵）

　そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、お母さんでもいいし、お父さんでもいいし、おじいちゃん、おばあちゃんでもいいんだけど、相談も含めて、就学前の子どもさんと小学校に入っている子どもさんと、境界を２つにする子どもを連れてきた場合は、どう対応するんですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部次長。

○福祉部次長（石松美久）

　今の子育て支援センターの本来の機能につきましては、先ほど課長補佐が説明しましたとおり、乳幼児及びその保護者のための施設ということになっております。そうした中で、先ほど言われましたように、やむを得ない事情で乳幼児の小学生以上の兄弟姉妹の方を連れて行かないと相談に行けないとかいう場合もあろうかと思います。そうしたときに、今はあくまでもこれは乳幼児とその保護者が対象になっておりますので、中に入るということはできないということでお断りしております。これを無制限に小学生もオーケーという形になりますと、そこで事故が起こる、本来の機能に支障を来すおそれがございますので、そこについては一定の制限をかける必要があろうかと考えております。ただ、やむを得ない事情で連れて来て、ちょっと相談をしたいんだけどという場合に、門前払い的なことは、するほうもされるほうもやっぱり気持ちはよくないと思いますので、一定の支障を来たさない範囲で相談に乗れることについては、話を聞いてあげて、正しいところにつないであげるとか、そういう指導をしていくように、今後、支援センターのほうと打ち合わせをしまして、そういう取り扱いを、柔軟な対応ができるようにしたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この問題については２つ申し上げたいんですけれども、小さなお子さんの安全を確保するというのはもう当然ですよね。ハイハイの子どもから来るところですから、そういった点で言えば、空間を分離したり、技術的なことで、物理的なことで対応できる面が一つあるのではないかと、柔軟性を発揮するのであれば。そういう工夫が要るのではないかと思うのと、もう一つは、児童虐待との関係とか、そういうことを含む相談事というのはあるかもしれないですよね。いきなり児童相談所とかに連絡をとりきれなくて、とりあえずきょうは逃げてきましたということが、避難してきましたということがあるかもしれません。上の子だけどこかに置いてくるというわけにはいかないわけですから、そういう意味では、本市の子どもを守るというスタンスからいっても、なかなか保護者がそのことを言い出しきれない場合でも、特別な事情に該当することを確認したので、どうぞとか言うんじゃなくて、来たら受け入れるというくらいのスタンスで対応する必要があるんじゃないかと思います。そうであれば、今回の条例にわざわざこのことを、この際という形で書き込まなければならないということはないのではないかと思いますけど、見解を伺います。

○議長（上野伸五）

　福祉部次長。

○福祉部次長（石松美久）

　先ほども申しましたとおり、子育て支援センターについては、厚生労働省が定めます地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づいて、乳幼児及びその保護者を対象として設置したものでございます。この実施要綱の中で、おおむね１０組の子育て親子が利用しても差し支えない程度の広さを確保するというふうな形になっておりまして、街なか子育て広場を除きますと、筑穂、庄内、頴田の３支援センターにつきましては、広さが大体５０平方メートルから６０平方メートルぐらいの限られたスペースの中で運営をしております。街なか子育て広場におきましては約５５０平方メートルございますが、拠点センターとして他のセンターに比べますと４倍から１５倍の利用者がございます。そうしたことから、小学生以上を制限なく受け入れるという形では、今の状態、施設の状況から言いますと、非常に危険でありますし、支障を来すおそれがあると考えております。乳幼児とその保護者を対象としたセンターでございますので、安心して乳幼児、保護者が利用できるような施設運営をすることについては、支援センターの本来の機能を確保する上でとても重要なことと認識しております。先ほどちょっと児童虐待等のお話もございましたけど、児童虐待のご相談とかいうものにつきましては、家庭児童相談室、子育て支援センター内にそういうところがございます。そういうものにつきましては、支援センターではなく、子育て支援センターのほうにつないでいただくとかという形で、きちっとつないでいただけるような、そういう案内をしていただけるように連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。会議規則第５１条第３項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとされておりますので、ご自身の意見は討論で述べていただきますようお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最後に要望を述べて質疑を終わりたいと思うんだけど、重大災害が発生したときに、自治体の避難所にホームレスの方が救いを求めて行って断られる。幼い娘さんが救いを求めに行っても断られる。高齢者が生活保護を求めていっても、役所の前で追い返される。こうしたことと同じような事態が、この条例改正で新たに発生するということがないように、この条例改正についてはもっと慎重に検討する必要があると思いますので、要望して終わります。

○議長（上野伸五）

　質疑を終結いたします。

「議案第２９号」から「議案第３９号」までの１１件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第４０号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第４０号　土地の処分（パークタウン潤野）」についてお尋ねをします。これについて２つの視点、経過がどうであったか、入札はどうであったかお尋ねします。最初に経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　今回処分する土地を含めました周辺につきましては、日鉄鉱業株式会社が所有していたボタ山を、昭和５８年より福岡県と飯塚市が総合的な計画を立て、事業を進めた区域でございます。福岡県住宅供給公社が土地を取得、開発を行い、平成９年より分譲されていた場所、現在は花咲台団地といいますが、その一部となります。当初は、将来の公園用地として、その大半を平成９年３月、福岡県より飯塚市土地開発公社が取得しております。その契約条件といたしまして、契約の日から１０年間、公園用地に供することとされ、少年野球やグラウンドゴルフに活用されておりました。また、周辺の宅地化が進み、公園用地が十分に整備されたため、平成２６年２月に福岡県と協議を行いまして、同年３月に契約条件を満たしたことを了承されました。このことにより、平成２７年１２月議会におきまして、飯塚市が民間に売却するため、飯塚市土地開発公社より土地を取得することにご同意いただいております。あわせて、公園用地として整備されておりました今回の処分予定地の一部が、個人所有地や境界未確定であったことによりまして、用地取得などに時間を要しておりましたが、整理が進みまして、平成２８年１月及び平成２９年１０月に用地を取得。今回の処分予定地が全て飯塚市名義となりましたことから、地元自治会などと協議を重ね、今回の処分となったものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２つお尋ねしようと思うんですけど、福岡県が、公園が必要として公園として整備をさせていたものを、今回、公園としては廃止すると。なぜかと。周辺に、それにかわる機能を持つものができたということなんだけど、近辺でソフトボールができるような場所というのがあるんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　団地中央部に公園が整備されておりますが、ソフトボールができるほどの面積ではございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこを聞こうと思ったんですよ。そこでソフトボールをしたことがあるかと。大けがしますよ。それで、ということは、ここはもともとソフトボールとか野球とか使っていたところですから、代替施設はないということですよね、これについては。ないでしょう。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　花咲台団地には代替機能を有する公園はございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　花咲台と言っていません。近隣という説明があったので、花咲台にはもちろんないでしょう。近隣にもないでしょう。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　ないと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　経過説明の最初のほうはもう崩れましたね。２つ目は、市が手に入れていたもともとの土地が、何と言うか、ギザギザというか、のこぎりの歯のようになっていたので、それを埋めるように、民地を市が調整して取得しましたね。そして、それに要したお金も、財政出動もあるし、職員の労力もあります。そこまでして土地を整備して、処分するという例はほかにどこがありますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　事例はないと考えます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　経過の中で言われた前者については先ほど言ったとおり、もう事実が物語っているんだけど、県において、通例、考えにくいことが起こっている。それから、のこぎりとか言いましたけど、こちらのほうは市政において通常考えられない、例がない事態が起きている。こうした中で行われた入札なんですけれども、入札の状況についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　昨年、令和元年１１月２５日から１２月１６日まで募集を行いまして、７者の申し込みがございました。そのうち３者が辞退されまして、本年１月９日、４者による入札を実施いたしております。その結果、売却予定最低価格７１６０万円に対しまして、落札額１億３８００万円で飯塚市弁分地内に事務所がございます不動産業や建て売り住宅販売を行っております未来エステート株式会社が落札をされております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　予定価格の２倍とは言わないけれども、それをかなり上回る額で購入してもらってよかったねと言えるかどうかです。この７１６０万円の土地の鑑定はどこが行ったんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　大和不動産鑑定でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その会社については大変もう飯塚市議会の中では有名になりましたけど、どうしてそこに依頼をしたんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　指名競争入札によりまして決定いたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　その入札の結果を教えてください。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　落札されました大和不動産鑑定が５７万２４００円、みずほ不動産鑑定所が６３万７２００円、第一鑑定リサーチが６８万４００円となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この７１６０万円の鑑定を出したわけだけども、その鑑定がまともであるかどうかについて、これは総務委員会において、十分な審査をしていただくように要望して、この質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後　２時１２分　休憩

午後　２時２５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。

「議案第４１号」について、最初に８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第４１号　権利の放棄（山倉外）」についてお尋ねします。最初に、昨年１２月議会での鉱業権売却議案否決を前後する時期から、３月議会に対して売却議案の再提出ではなく、権利の放棄を提出するに至る経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　令和元年１２月６日の飯塚市議会定例会において、「議案第１１６号　財産の処分（山倉）」を上程しました。鉱業権の売却議案が否決され、令和元年１２月２４日付で、市所有の鉱業権（山倉・綱分）の権利の放棄に向けた取り組みについて、市長の決裁を受け、同日に鉱業権に係る不動産売買仮契約の契約先であった関の山鉱山株式会社との不動産売買仮契約書（鉱業権）に係る契約の解除に関する合意書により、仮契約を解除いたしました。その後、飯塚市公有財産調整委員会への報告を行い、今回、権利の放棄に係る議案の提出に至っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地元にはいつ、どのように報告したのか、まず、入水自治会についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　議案提出後、上程後になりますが、令和２年２月２６日、入水自治会、安藤会長にお電話でご連絡したところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　山倉自治会に対してはどうですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　同日の２６日に山倉自治会、浅田会長のほうのご自宅にお伺いし、報告を行ったものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市自治会連合会庄内支部に対してはどうでしたか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　庄内支部自治会長会の小松会長代理に、こちらもお電話で同日付で報告をさせていただいたところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　庄内地区まちづくり協議会はどうですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　こちらも同日、庄内地区まちづくり協議会会長、田代会長のご自宅のほうに訪問し、報告をさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　報告はしたと。意見は聞いたんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　議案に対する意見はお聞きさせていただいておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　九州経済産業局鉱業課には、経過ないしこの議案上程について、いつ報告をしたかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　令和２年２月１９日に九州経済産業局鉱業課、鉱業課長の山田課長に報告をさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　鉱業課の山田課長ということになるんでしょうけど、どういうアドバイスがありましたか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　特段のアドバイスはございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは報告義務のある行為ですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　特段ございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　にもかかわらず、報告してアドバイスを受けなかったということですね。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　そのような形になるかと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何のために報告したんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　これまでの経緯等も含め、それが私どもの誠意というふうな形と捉えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私どもの誠意と言われたんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　これまでの経過も含め、現状の報告をしたということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私の質問は、なぜしたんですかということですよ。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　これまでの経過がございましたことから、報告をさせていただいたものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　行政として行うべき行為でもないわけでしょう。それをしたということだから、行政上、何の意味を持つのかを聞いているわけですよ。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　これまでの経過報告というふうな形でさせていただいたことでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長が出張命令を出したんでしょう。出張命令がなければ、福岡まで税金で行きませんよね。だから出張目的があるわけでしょう。それを職員の行為として合理的だとするものがあるわけでしょう。そうしたら、何のために行きますというのを書いているでしょう。それが飯塚市の行政の行為として妥当であるかというのを問われると思うんだけど、それはもう答弁したくないということですかね。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　この報告の旅行命令については、私のほうで決裁をいたしております。これにつきましては、許可権者でございます九州経済産業局のほうに、これまで売却の議案を提出したということから、継続して今回の上程について、報告をしたということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　前日の令和２年２月１８日が議会運営委員会ですよ。開会は２月２５日でしょう。議会に上程する前に許可権者とはいえ、国に状況報告に行ったわけでしょう。議会に諮る前に。上程する前に。議運にはもう出している。議会には上程する前に行ったわけでしょう。だから、理由がいるんですよ。その理由をあなた方はさっきからずっと答えない、隠している。答弁できないならできないと言ってください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　行政として、今回、この議案を上程したいということで、これまでの許可権者でございました局のほうに連絡をしたということでございます。それ以外のことで、質問議員がお聞きになることについては、それ以外の答弁というのはございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　昨年１２月２４日、仮契約解消の合意書の作成に至る経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　質問議員が言われますような、一般質問等も含めまして、令和元年１２月１３日に私ども内部での起案を起こしまして、内部協議の中で、１２月２４日に市長の決裁を受けたというふうな形になります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今の話だと、１３日、起案をしましたと。担当課で起案をしたということでしょう。これは相手が出てこないんですね、今の話だと。この間、関の山鉱山株式会社とは何ら話をしていないということですか、２４日まで。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　令和元年１２月６日に、この鉱業権の売却議案が否決されたという報告だけはさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　こういう理解でいいですか。令和元年１２月６日、１０対１７で否決されました。それを関の山鉱山の社長に連絡したんですかね。それは後で確認してください。あとは１週間後、担当課が起案する、仮契約書の解消について起案するんでしょう。そして１２月２４日まで何のやりとりもなかったということを、今言っているんですかね。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　今回の売却議案が否決されたというところで、そのときに、仮契約の破棄の部分については、特段申し入れをさせていただいてはおりませんが、令和元年１２月２４日にこの決裁を受け、その足でお話をさせていただき、そして、同日付で決裁を受けたというふうな形になります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　わかりました。担当課としては令和元年１２月６日に関の山鉱山株式会社に電話をかけて、内部で意思決定して、１２月２４日に、クリスマスイブに相手のところにいきなり行って、これにサインせよと言ったわけですね。そういうことになりますけど、いきなり行ってサインせよというふうに言ったんでしょう。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　その中で協議をさせていただき、合意書にサインをいただいたといいますか、印鑑を押していただいたというふうな形になります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　確認しますよ。それ以外の向こうとのやりとりはなかったんですか、市としては。令和元年１２月６日、連絡しました。２４日、行きました。署名、判こ押してくれと。はい、わかりましたということになったんですね。ほかには折衝がないということですか。市長、いいですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　はい。そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この仮契約書は、賞味期限がなかったでしょう。これはいつまでに議決しなければ無効となるとか書いてないんですよ。契約上は永遠に議会に上程できるんですよ。一事不再議で１２月議会にはもう出せないけど、３月議会に出せるんですよ。これほど、彼らにとっても重要だと思うような契約書ですよ。３月議会にもう一度提出してくれとは言わなかったんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　今回、放棄するというふうな形の決裁を２４日に受けたわけですが、その中身として、鉱業権者は鉱業法第６２条第１項の規定により、鉱業権の設定登録があった日から６カ月以内に事業に着手しなければならないこととなっております。しかしながら、庄内町が鉱業権を取得してから、鉱業法第６２条第２項の規定による、事業着手の延期認可を受けてきましたが、本市において、事業に着手する見込みがないこととあわせて、さきの議会、令和元年１２月２６日に否決されましたことと、それとさきの議会において上程した譲渡先優先事業者より優良な事業者が現時点及び今後においてもあらわれる見込みがないこと、地元要請の鉱業権及び土地の譲渡反対について飯塚市議会を含む意思として、今後、地元住民の合意を得られる見込みがないことを理由として、現在国から許可を得ている事業未着手の延長申請を満たさないというふうな判断の中で、この仮契約の解除というふうな形の意思を持ったところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　相手方はもう一度議会に提出してくれと言わなかったのかということを聞いたんですよ。意図的に答弁をはぐらかしているんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　私どもも、この今の発言を相手方に伝えましたし、相手方からも内容を理解され、３月の再上程というふうな形の意見はいただいておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　商工観光課長が関の山鉱山株式会社の事務所まで出かけていって、相手がもう一度議会に出してくださいと言わなかったことについて、不思議に思いませんでしたか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　それはちょっと私どものほうでお答えしかねます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう行けば名前を書いて判こがもらえるということになっておったから驚かなかったということですかね。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　先ほど答弁しましたけれども、私どもの放棄へ向けた起案の内容も含めて報告させていただき、同日付でのそういうふうな合意書について、お願いをさせていただいたところ、快諾を受けたというふうな形になることです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　快諾というのはね、快く―――

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　了承をいただいたところです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　快く了承するためにはね、何か特別の約束がほかにあったのではないかというふうに考えざるを得ないよね。（発言する者あり）手を挙げて発言するように。そうじゃないんですか、何か特別の約束を市民が知らないところでしているということは、まさかないでしょうね。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　特段の約束事はございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　打ち合わせはないですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　ございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　商工観光課長はしてないということを言っているわけね。私は１２月議会の一般質問で、この際、市長が関の山を守りたいという立場であれば、麻生セメントに関の山はもう諦めてくれというふうに言ってもらいたいという要望をして終わりました。要望していただいたでしょうか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　行っておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　諦めなくてもいいですよということかどうかわからないですけど、今までの経過は聞きました。今後の、市としての、市長としての考え方、権利を放棄した後どういうことをするんですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　この権利の放棄につきましては、鉱業法の放棄条文に基づいて、手続をしておることでございまして、延長の理由、先ほども課長が答弁いたしましたけれども、これまで延長してきた理由が成立しないという判断の中で、今回放棄の議案を提出させていただいております。その後のことについては全くございません。法に基づいた放棄だけでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　法に基づく手続というんでしょう。飯塚市は後どういうことをするんですか。これ、九州経済産業局長が許可した権利でしょう。議決を得て放棄したら、しないといけないことがあるでしょう。どういうことをするんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　可決された場合は、速やかに九州経済産業局に対して、放棄による鉱業権の消滅登録申請を行うこととしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは速やかにと言われましたけど、いつする予定ですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　事務処理上、速やかにというふうな形で答弁させていただきます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう、もしかしたら書いていますか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　特段の事務処理は行っておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　Ａ４紙１枚ですからね。それで、それをいつ持ってくるかということを、九州経済産業局はもう待つ立場にありますよね。九州経済産業局は令和２年２月１９日にわざわざあなた方から相談に来てもらっているわけだから、アドバイスもしていますよ。それで、九州経済産業局鉱業課の手続は、後はどうなるんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　消滅申請でございますので、審査等は特にはないと思います。それで、鉱業原簿に、いわゆる消滅登録というふうな形で鉱業原簿に記載されるというふうなことではないかというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あとは関の山を守ろうという市長の決意との関係で言えば、この消滅した鉱業権が、本市の持つ鉱業権が消滅するんだけど、後はどうなるかについて重大な関心が当然あるよね。それはどういうことになるんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　事務処理の手続のほうで言いますと、登録原簿に消滅の記載をされた後、市のほうにその報告があるというふうな形になるかと思います。あわせまして、九州経済産業局としては特段、それを広報するというふうな形はないというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長は、関の山を守るために売るんだという立場だったんですよ。だから、関の山を守るという点では一致しているわけですね。自分が鉱業権を放棄した場合、後に関の山が守れるようになるかどうかで重大な関心を持つでしょう。だから、その鉱業権を放棄しました。後はどうなるんですかと。石灰石はあるわけですから。聞いてないんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　特段お聞きしてはおりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は昨年の８月に聞いてきましたよ。もしそうなった場合どうなるんですかというのは。そこで、放棄の理由をお尋ねします。なぜ放棄するのか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　先ほどの答弁とちょっと重複するところもございますが、鉱業権者は鉱業法第６２条第１項の規定により、鉱業権の設定登録があった日から６カ月以内に事業に着手しなければならないこととなっております。しかしながら、旧庄内町が鉱業権を取得してから、鉱業法第６２条第２項の規定による事業着手の延期認可を受けてきましたが、本市において事業に着手する見込みがないこととあわせて、さきの議会において上程した譲渡先優先事業者より優良な事業者が現時点及び今後においてもあらわれる見込みがないこと。請願による地元要請の鉱業権及び土地の譲渡反対について、飯塚市議会を含む意思として、今後、地元住民の合意を得られる見込みがないことを理由とし、現在、国から許可を得ている事業未着手の延長申請理由を満たさないため、事業着手の延長申請は行わず、鉱業権の消滅登録の申請を行い、鉱業権の権利を放棄するものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　鉱業権を２つ持っているんだけれども、着手延長許可の期限はそれぞれいつまでになっていますか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　本年の８月末までです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　６月末あたりに何か重大なことがあるということが大体見当がつきましたけど、申請内容、許可された申請内容は何ですか。どういった内容ですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　平成３０年６月に延長申請をした当時の記述を読ませていただきます。「当鉱区においては、合併前の庄内町時に、行財政の発展、振興を目的として、昭和３８年４月１１日に鉱業権の設定を行い、事業開始を目指してきましたが、財政的な理由により事業の着手を延期してきたところです。そのような中、近年においては、近隣の鉱区での石灰石の採取に伴い、粉じん、騒音、振動や家庭用飲料用水及び農業用水としての水源の枯渇など、近隣地区住民の生活環境にさまざまな問題が生じている状況にあります。本市としては、経理的基礎、技術的能力、十分な社会的信用を有し、上記の課題を完全に解決する事業者であり、地元住民の合意が得られる事業者があらわれれば、本鉱業権について移転を認めざるを得ないと考えています。前回の事業着手の延期の認可後、地元住民への説明会や関係事業者との協議を行っておりますが、上記の課題解決及び地元住民の合意を得るには至っておりません。つきましては、上記の課題解決及び地元住民の合意が得られるまでの間、事業着手の延期を申請いたします。」となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは、飯塚市が経済産業局長宛てに申請し、局長名で許可を受けた内容なんですね。それでその内容というのは、１年半たったんだけど、何か変わったことがあるんですか。例えば鉱害が解決したとか、何か変化はありますか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　議員のご質問の答えになっているかわかりませんが、現在のところ、今ご質問の部分についてはございません。しかしながら、今回の、先ほど答弁しました、いわゆる事業着手の私どもの延長申請理由が、今後は認められないと本市は考えておるところから、今回の議案提出というふうな形になったところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　聞こえにくかったんだけど、１年半前のこの文書のときの状況と今の段階で、何か変化が生じているのかということを聞いたんだけど、変化ないと答弁されたんですかね。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　いわゆる私のほうが申請理由としています経理的基礎、技術的能力、十分な社会的信用を有し、課題の解決に向けた取り組みを行われる事業者があらわれたことは事実でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　があらわれて、それらを完全に解消し、地元の同意を得ることができる業者があらわれた場合はと書いているでしょう。だから、ちょっと大事なところを今、省略されたでしょう。地元の同意を得られるというところ。だから、１年半前と環境は変わってないんじゃないんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　あらわれて、地元の同意が得られると考え、鉱業権の売却議案を出したところでございますが、それが否決されたというところと、今後、そういうふうな形で、今後も合意の見込みができないというふうな判断の中で、今回の放棄議案に至ったわけでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　実は今、あなた方が一番心配する改正鉱業法以降、全く同じ文章を２度、３度出してきているんですよ。その間にいろんな社会情勢の変化がありましたよ。変化があったんですよ、いろいろ。だけど、飯塚市が出せば九州経済産業局長は、速やかにオーケーと判こを押しているじゃないですか。それで、前提条件が変わったというふうにはおっしゃらない、でしょう。そういうことでいいですかね。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　先ほどから答弁が重なっておりますけれども、今後、この売却議案を出しても、今後、地元の住民の合意は得られる見込みがないということも含めて、国からの許可を得ている事業未着手の延長申請理由が、もう満たさないという判断の中で放棄の議案提出をさせていただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　一つ一ついきましょう。だから、鉱害その他近隣の諸問題を完全に解決する事業者かつ地元の住民の同意の取れる事業者があらわれるまではというところは全然変わってないでしょう。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　否決されましたが、鉱業権の売却議案のときには、私どもはそのように、今議員がおっしゃられた内容について、譲渡先の優良事業者と判断しておったところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これ繰り返して言っていると、よくないことが起こるんですよ。だからもう確認できるでしょう。その前提条件は、この１年半の間に変わってないと。局長が認めた条件ですよ。それから、そうなってくると、飯塚市長の前にあらわれてくる選択肢としては、当然ながら、延長申請というのがありますよね。条件は何も変わってないんだから。それからもう一つは、延長許可期限切れによる国との協議という局面が出てきます。そして、協議がまとまらなければ、取り消しという事態が起こり得るわけですよね。選択肢というのはこのようになっているんじゃないかと思うけど、その中で、権利の放棄、権利の放棄というのは、想定外の事態ですよ。ここのところで、そういう選択肢がある中で、権利の放棄を思いついたわけを言ってください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　当初、売却の議案提出の折にも、提出の理由として、状況としてご説明を申し上げましたけれども、平成２４年の鉱業法の改正に基づきまして、法の趣旨として鉱業に着手することがまず前提のこの権利でございます。それを延長してきた。その延長の理由として、今、るる申し上げましたとおり、適切な業者、地元同意が得られる業者が出現していないということで延長してまいりましたが、今回、具体的に申請がございまして、売却の議案を提出させていただいたところでございますけど、そのことにおいて、先ほど来、ご説明をさせていただいておりますけれども、その点で理由が立たなくなったという判断をした中で、次回延長するという選択肢ではなく、法の手続に基づきまして、延長の理由が立たないということでの、今回放棄という形で議案を提出させていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　延長の理由が立たない。だったら権利の放棄というふうになるところが、経済建設委員会で審査されると思いますけど、なぜ延長申請ができないと考えるのか。仮にそうである場合は、期限切れで８月末に事態を受けとめた国が協議を求めてくる。申請しないけど大丈夫ですかと。こういうことですと。では取り消しましょうねと。そうじゃなくて、自分のほうから権利を放棄してしまいますというのを言うのは、行政は継続でしょう、から言えばね、流れを切りかえていくってことがあるんで、合理的な説明がもっといるだろうと思います。それで、公有財産調整委員会、いつ行われたんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　本年１月３０日でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　施政方針を最終的に確認したのは令和２年２月５日でしょう。その１週間前ということに、ほぼ１週間前ということになります。それで公有財産調整委員会にどういう説明をしたんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　内容としましては、読み上げます。「令和元年５月２９日開催の飯塚市公有財産調整委員会への提出案件について、令和元年８月２３日付で、関の山鉱山株式会社との間に不動産売買仮契約（鉱業権）を締結したことにより、令和元年９月の第４回飯塚市議会定例会において、『議案第１１６号　財産の処分（山倉）』の議案提出をいたしましたが、令和元年１２月６日開催の令和元年第５回飯塚市議会定例会において、否決されました。このため、令和元年１２月２４日付決裁の、『市所有の鉱業権（山倉・綱分）の権利の放棄に向けた取り組みについて』により、譲渡予定先であった関の山鉱山株式会社と令和元年１２月２４日付で不動産売買仮契約の解除に係る解約の合意形成が整ったため、飯塚市が所有しています鉱業権登録番号福岡県採掘権登録第２４７２号及び福岡県採掘権登録第２４７３号を放棄するものです。」というふうな形で報告しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　令和元年５月２９日のときには、この鉱業権が売却すれば幾らほどになるかを数字も示さないでゴーサインを取りましたでしょう。それで、今回は売れば５７２０万円になるとわかっておるものについて、みずから放棄するという提案を市長がしたわけですよね。これについて、市の幹部からはどういう意見が出ましたか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　特段の意見はございませんでした。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういうメンバーですか。令和元年５月２９日には売りますよと、幾らですかと。鑑定中だから申せませんと。でも売ることには賛成と。令和２年１月３０日になったら、５７２０万円に、売ればなるとわかっているのに、何も言わずに放棄しましょうと。何分ぐらい議論したんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（今泉正虎）

　報告を受けましたもので、特に議論は何分ということではございませんでした。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　質疑なしと。もう一瞬で決まったわけですね。それで、先ほど放棄理由については、関の山鉱山株式会社について、これ以上の優良企業は、現在も今後もないということでしたね。今後あらわれないというのは、どうして確信があるんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　現在において、隣接しております鉱区で採掘事業を実施しておる。あわせて創業から１６年ほどの年数がたちますけれども、事故を起こされたことはないというふうな形も含めて優良事業者という判断をしました。今の現状の中で、それ以上の事業者があらわれる見込みはないというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　平成１６年の２月の発足でしょう。麻生セメントが５％入れて、中村産業と一緒につくったわけでしょう。飯塚市と一緒なんですよ。その発足の時期は。現在もということについても、私は言いたいことがあるけど、今後もないという確信というのが、ちょっとよくわからない。経済建設委員会で審査してもらいたいと思います。それで、令和元年１２月１６日に中村産業グループと関の山鉱山株式会社が、地元自治会に通告したことがありますね。内容を把握していますか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　存じておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　入水の住民の方が大変驚くような事態で、市役所に駆け込んでいますよね。聞いたことないんですか。

○議長（上野伸五）

　庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（松延英継）

　先ほど議員がおっしゃいましたように、入水地区の自治会長さんと生産組合長さんがこられて、入水地区にはポンプが４台ほど、中村産業が運営していたポンプがあるんですけど、その分のポンプをもうとめますということで、依頼があったんで、市としては何か手だてがないかということで相談がありました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　庄内支所の経済建設課長に相談があったと。それは情報は共有してないということですかね、本庁のほうは。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　共有はしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　難しい答弁しましたね。共有はしている、何を共有しているんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　庄内の経済建設課のほうにご相談があったというふうな話でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　令和元年１２月１６日に自治会に業者から通告があったことについては知らないと。今答弁があったこととは矛盾するんではないかと思うけど、どういう答弁ですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　事業者さんのほうが地元のほうにお伺いされたというのは、日付のほうは私のほうがちょっと把握しておりませんでした。ご相談があった話は、その後、お聞きしておりますので、そういう答弁になるかと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　情報共有した日はいつですか。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　３時１６分　休憩

午後　３時２５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開します。会議時間を午後５時まで延長いたします。庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（松延英継）

　議員おっしゃっていました日付、日にちは、たしか１２月の二十何日かで、ちょっとはっきりした日付はわかりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は今回、権利の放棄議案を出した市長及び原案の担当課である商工観光課が、いつ知ったかということを聞いたわけです。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　庄内経済建設課のほうに入水の役員の方がこられたときには私も同席しておりましたけど、その内容は、そのときに把握しております。日付は覚えておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長には報告しましたか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　特段の報告はいたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長はこのことはいつ知りましたか。片峯市長はいつ知ったかと聞いたんだから、答弁は一人しかできんやろう。答弁したくないんだったら答弁したくないとかさ―――

○議長（上野伸五）

　手を挙げて。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はこのことを片峯市長がいつ知ったかと聞いて微動だにしないじゃないですか。答弁したくないんだったら答弁したくないとか、できないんだったらできないとか、何か言わないと５時過ぎますよ。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　私どものほうからの報告をいたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これほど聞いても議案提出者が答弁しないというのはおかしいよね。いつ知ったか片峯市長は答弁に立たないと。商工観光課長は庄内支所で入水の自治会長、生産組合長から話を聞くときに同席していても、市長には報告していないと。信じがたい答弁を繰り返しているわけですね。それで、中村産業及び関の山鉱山からは、飯塚市はこういう４台の農業用水のためのポンプをとめると、責任を負わないというふうに言ったことについて、事前に話を聞いていたかどうかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　それは、お話は聞いておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　二十何日ごろの段階で入水の方から話は聞いたけど、事前には聞いてないと。それでは、入水の方々から切実な訴えがあった。市長に報告してないけど、関の山鉱山と中村産業にどういう事情か聞きましたか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　中村産業にもお聞きはしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　住民の相談にはどのように乗ったんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　アドバイスとしまして、関の山鉱山さんとの民民契約なり、そういうふうなことを確認されたほうがよろしいかと思いますというふうなアドバイスをさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは誰がしたんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　私と庄内支所経済建設課長でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　とんでもなく冷たいですね。農林振興課だとか農業土木課とかにこういう申し出、要望が来ているという情報共有というか、連絡はしなかったんですか。

○議長（上野伸五）

　庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（松延英継）

　特には行っておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　関の山鉱山、中村産業グループのこの行為、４つと言われました。４つなんですか、ポンプ。

○議長（上野伸五）

　庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（松延英継）

　４台だったと把握しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　４台だったというのはどういう意味ですか。４台、間違いないですか。

○議長（上野伸五）

　庄内市所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（松延英継）

　４台です。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　このポンプの設置、維持管理は三井鉱山時代からの行為でしょう。関の山鉱山が引き継いだ、中村産業が。どうしてこういうことをやっているんですか、関の山鉱山は今まで。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　それはわかりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。権利の放棄の議案でございますので、こちらのほうの議案の質疑に戻っていただいて、１時間以上経過もしておりますので、要点を整理していただいて質疑していただきますようにお願いをいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは鉱害賠償行為という確認していませんか。九州経済産業局鉱業課に相談したか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長

○商工観光課長（大庭敏一）

　確認と相談も行っておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　握り潰したわけですね。握り潰したんだよ、あなたたちは。この切実な要求を。あり得ない。三井時代からの鉱害賠償行為を、推定される行為、これを飯塚市が、今も優良企業であり、今後これ以上の優良企業があらわれないと、今も、きょうも言っているその関の山鉱山、中村産業がやったんですよ。それをあなた方は隠蔽した。そして、この議案を上程しているという事実をね。

それで、請願第１号なんですけれども、請願第１号は、請願趣旨をどう受けとめていますか、あなた方。鉱業権売却だめ、市有地売却だめと来ているんだけど、その３つの理由があって、３番目には、取り消されても市有地を売らなければ開発できない。これが請願理由として明記されているでしょう。権利の放棄をしてくださいとか、権利の放棄いいですよとか一言も書いてない。１７人の議員は、仮に、仮にですよ、取り消されても国の行為として、市長が市有地を売らなければ開発できないんだから、売らなくてもいいでしょうということで手を上げなかったわけ。関の山鉱山に仮契約書の解消合意を迫るときに、この請願第１号の採択について、理由づけに言っているでしょう。このところをどう受けとめているのかお尋ねします。請願は、権利の放棄を求めていない、容認もしていないという事実について、確認できますか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　この請願の文章は確かに議員が言われるように、仮に市の鉱業権が取り消され、新たに事業者などに鉱業権の設定が行われたとしても、市が土地を売却しなければ開発も進まないこと。以上のような理由から飯塚市所有の鉱業権及びその土地を譲渡することに反対いたしますという採択をされたというふうなことで理解しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　つまり、議会の意思と全体としての意思と住民の意思は権利の放棄を求めていないし、容認もしていないということを確認したいと思います。それから、こういう状況の中で、１０対１７の売却議案の否決です。こういう中で、この現実がある中で、片峯市長はどういう目算があって議案を上程したのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　先ほどから何度も答弁させていただいておりますが、延長する理由が、国との約束が今後守れないというところが、私どもの決定的な理由でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　少し簡潔に急いでいきますよ。３月議会に上程した理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　理由としましては、延期申請の期限はことしの８月３１日までとなっておりますので、本市が先ほどからの鉱業権放棄理由を申し上げておりますが、今後も着手する見込みのないのに合わせまして、直近の市議会に議案として提出させていただいたものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　関の山を守りたいという市長ですから、鉱業権を獲得した事業者が、後に、市有地が欲しいと言ってきたときは入札するんですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　用地の関係につきましては、先ほども申し上げましたとおり仮契約を廃棄しております。そのことについては現在のところ考えておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何のことですかね。私が質問したのは、市が鉱業権を放棄します。何らかの手続があって、仮に公告があって、鉱業権を同一場所に設定した事業者がいたとして、そこが市有地の売却を求めてきたときに、市は入札するのかということを聞いているんです。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　入札行為等々についても現在のところ考えておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　随意契約にしますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　契約の手法についてのご質問かと思いますけども、そのことについても、売却そのものについてどういった形になるのか、売却するのか、しないのかということも含めまして、現在、特段想定はしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　鉱業権と市有地は一体だと関の山鉱山株式会社に関しては言ってきたわけですよ。鉱業権売却議案が可決されれば自動的に市有地もついていく、随契で。そういう仮契約ですよ。入札とかない。あなた方がこの間やってきたこと、それから一体だというふうに言明してきたことから言えば、鉱業権を設定できた事業者に対しては、飯塚市は入札とか関係なくて、はいどうぞと渡す筋道が、あなた方の目の前に非常に危険な形であるのではないかと心配しているわけですよ。それをしないというふうに言えますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　処分の議案の折については、市が所有しておる鉱業権でございましたので、当然用地と一体というように考えておりました。これを放棄によって、鉱業権そのものについては所有をしないわけですから、その鉱業権を取得したところがあれば、その段階での、また判断になろうかと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今ほしいと言ってきた場合には入札でいくのか、随意契約でやるのかということを聞いたんだけど、それについてはそのとき考えるということなんだけど、実はもう一つ重大なことは、請願は売るなと言っているわけでしょう。売らないでくれと言っているわけですよ。請願の趣旨を尊重し、鉱業権は放棄するけども、土地は売らないというように片峯市長、答弁できませんか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　繰り返しで申しわけございませんが、現段階においてそういうご答弁はできません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなた方は鉱業法の中に、鉱業法があれば何でも、露天掘りでも何でもできるかのように土地収用法との関係を引っ張り出してきたり、最上位に鉱業法があるかのように、この間答弁してきたけど、実はそういうことではないでしょう。実は、鉱業法そのものの中に、採掘を禁止する区域の指定とかもあるでしょう。そういうことを勉強していますか。この権利の放棄に当たって。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　質問者が言われますのは、鉱業法の第１５条、鉱区に関する制限の条文のことというふうに理解しております。条文は、「公害等調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(以下「鉱区禁止地域」という。)は、その鉱物については、鉱区とすることができない。」というふうな条文となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その答弁は勉強したことがあるという趣旨の答弁ですかね。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　鉱業権についての条文というふうに理解しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、ここで請願第１号に基づいて、飯塚市長としては鉱業権に関連する土地については、鉱業権が他の者に渡ったとしても、第１には売らないということ。第２には、今言った鉱業法の１５条の指定を国、県に求めるというふうにここで答弁できませんか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　用地につきましては、鉱業権を放棄し、市でなくなれば、一つの市の財産ということになろうと思っております。したがいまして、未利用地、市の資産である未利用地については、計画的、積極的に売却等も検討するということで方針として持っておるところでございます。しかしながら、その状況について、まさに土地だけの存在というふうに考えておりますので、現在のところ、その分については検討いたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最後にします。それで、ずっと鉱業権との関係で市有地のことについて、議案がこういう議案だから聞いてきたんだけど、この市有地が単なる未利用地と、保安林を未利用地と呼ぶ感覚がよくわかりませんけど、鉱業権がどうであろうと、手が上がれば入札になるかもしれないけども、土地そのものは処分できますというようなことでは困る。やっぱり、請願第１号の立場で、市有地を売らない。それから採掘禁止。鉱業法１５条の指定を国、県に求めるということを要求して質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　次に１３番　小幡俊之議員の質疑を許します。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　同じ質疑です。重複している分は割愛したいと思いますが、これは令和元年１１月２２日に経済建設委員会に提出された資料の中で、平成２４年９月から令和２年８月まで許可の期限を２年ずつ延長してきたんですよね。延長した理由は、簡単に言いますと、経理的基礎、技術的能力、十分な社会的信用を有し、公害等諸問題等を解消し、地元住民の合意が得られる事業者があらわれれば鉱業権の移転を認めたいと。ですから２年間ずつ待ってくださいということを、九州経済産業局のほうで、これは認められてきたんですよね。この許可期間が今度の８月で切れるということですが、今回いきなりもう去年の１２月６日に関の山の乙でしたか、土地と鉱業権の有償譲渡が否決されたということで、鉱業権の権利をもう放棄するという議案になっておりますけども、この２年ずつ延長してきたんだから、もう一度、この延長を繰り返す気はないんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　再度の答弁になるかと思いますけれども、いわゆる国との約束事、これが譲渡先優先事業者より優良な事業者が、現時点及び今後においてもあらわれる見込みがない。また、地元要請の鉱業権及び土地の譲渡反対請願について、飯塚市議会を含め、市として今後、地元住民の合意を得られる見込みがないというふうなことが理由で、現在国からの許可を得ている事業未着手の延長申請理由は満たさないというふうなことで考えているものでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員

○１３番（小幡俊之）

　それは先ほども聞いたんですよね。私が聞きたいのは、今まで２年ずつ延長してきた理由を、先ほど川上議員も言われたけど、状況は変わってないし、より有利になったじゃないですか。本当に優良企業と交渉までやったんだけど今回だめだったと。国のほうにそのように、今後もあらわれる見込みがないと限定しないで、これからも続けていきたいということで、２年延長やろうと思えばできるんじゃないですか。みずからが放棄せずに、国のほうがもう取り消すと言ったわけじゃないんでしょう。その確認をします。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　何度も申し上げておりますが、地元からの皆さんのご意見も聞き、これがいわゆる鉱業権の、仮に譲渡される場合は、この議会の議決も受けなければなりません。それも含めまして、今から先、この国からの許可を得ている申請理由、これが現時点では難しいと。あわせまして、今後も難しいというふうな判断の中で進めているものでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　私が聞いているのは、国のほうから権利の放棄をしなさいと言われたのかということを聞いています。言われたか、言われてないかだけ。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　これも答弁が重なりますが、この鉱業法は開発を目的としております。また、その事業者が、私ども飯塚市としてもその鉱業主としての資格もございません。あわせまして、国との約束、これを履行することもできませんので、いわゆるこの鉱業法の趣旨、６カ月以内の事業着手、これが遂行できませんので、こちらは、これは速やかに行政として、やはり法にのっとった事務処理を行うべきというふうな形で考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　質問に答えて。鉱業権の権利について、今度放棄するということで九州経済産業局の課長と会ったんでしょう。そのとき何のアドバイスもなかったと。今回放棄しますという報告に行ったんでしょう。そのとき国のほうが、飯塚市がみずから放棄しますと言ったと私は聞いているんだけど、国のほうから、もう放棄しなさいと言われたのかということだけを聞いている。言われたか、言われてないかでいいんですよ。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　それは言われておりません。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　経済建設委員会に出された資料の中で、市の方針というのが出ていますよね、市の方針。このとき、正しい、正しくないは別にして、鉱業権を売却するか、もしくは鉱業権を放棄する。この二者択一案ですよと。どっちかしかないんですよと。延命措置の許可、延期は難しいと。このときもそういうふうに言われていたんですね。結論として、市は、関の山の山頂と登山道等を保持するために、山倉、入水の鉱業権、土地を売りたいというのが令和元年１２月６日の議案上程でありましたね。要は、ここで言っているのは、関の山を守るために片方はもう売ろうと。そうすればまた延期できるということを言っていたわけでしょう。そういうことですね。ただ、その行為は今度やったじゃない。ただ、契約に至らなかったけども。これをもって、とりあえずはもう２年間でも延長できるような話はできませんか。勝手に自分たちがもうだめだと思って判断せずに、産業局のほうにそういう相談は行く気があるのか、ないのか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　質問議員が言われますような分については、今までの経過も含め、適切な判断ではないというふうに考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　すみません。ちょっと聞きそびれた。適切な判断ではないと。もう一度。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　何度も申し上げますが、今までの経緯も含め、放棄をする選択をさせていただいたところでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　相談に行かれたときに、なぜ放棄するかの理由はちゃんと説明してきましたか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　先ほどの答弁と同じような内容で、いわゆる優良事業者があらわれないことなどや、請願が採択され、地元の合意が今後も見込めないということの部分はお伝えしておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　それは口頭で伝えたんでしょう。今度は鉱業権の放棄に当たって、申請するに当たって、今までの議会の議決プラス地元住民からの請願、経緯を添えた意見書等を添えて、こういうことで鉱業権については放棄いたしますという、そういう意見書をちゃんと添えて出すんですか、出さないんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　先ほどの答弁の中で、放棄する場合には、放棄による鉱業権の消滅登録申請書というのを提出することになっています。この申請書には、鉱区所在地、登録番号、登録の目的、この３項目についての記載項目がございます。そのうち、登録の目的には放棄による採掘権消滅の登録と記載することとなっております。そのため現在のところ、その他の項目について付記等を行う予定はございません。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　予定はなくてもいいんだけど、先ほど言ったＡ４の用紙にはそう書いてもいいけど、市長の意見書を添えていいと思うんですよ。結論はいいけど、要望でいい。ちゃんとなぜ今まで長年取得しておった鉱業権を放棄するかの経緯はちゃんと国のほうに伝えてください。向こうも聞きたいはずですよ。何で放棄するのということを。それはお願いしておきます。

もう１点、この資料の中に鉱業権を放棄した場合をわざわざ説明してくれているんですね。甲地区及び乙地区の鉱業権を同時に失いますと。ということは、山頂付近は、ここにももう優良企業があらわれないという判断でおられるんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　甲区、乙区、合わせまして、その鉱業権の放棄を同時にさせていただくこととなっております。今、質問者言われますように、この鉱業権は地元の合意が得られないというふうな判断のもとに、放棄させていただくというふうな形で考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ちょっとわからないから教えてください。乙と甲の鉱業権、別々でしょう、これ。一体のものなんですか、別物ですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　別物でございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今回紛争やったのは乙地区であって、議会が否決したのも乙地区の有償売却ですよね。甲は関係ないでしょう。なぜ甲まで道連れにして鉱業権を放棄しなくちゃいけないか、その理由を聞かせてください。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　２鉱区とも延長理由が同じものでございますので、２鉱区とも事業着手の見込みがないことを含め放棄するものでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員

○１３番（小幡俊之）

　だから、乙地区はやりとりがありましたよね。甲はまだ一切やってないじゃない。なぜもう見込みがないという判断、どなたがなさったんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　請願の文書の表題にもありますが、「飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）」に関する請願と。鉱区自体もそれぞれの鉱区をあらわしているところでございます。地元から、その外観を変形させるような開発まで進展する可能性があることというふうな申し出があっているところでございます。あわせまして、事業者につきましては、今この関の山で採掘されてあります関の山鉱山さんが最優良事業者というふうな判断をしているところでございますので、それ以上の事業者がないというふうに判断しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　私が尋ねているのは、山倉、入水近くの乙地区、乙地区は議論、けんけんがくがくやったじゃないですか。甲は議題に一つも上がってないでしょう。だから、何で甲の鉱業権を、今回の乙の問題に絡めて甲まで放棄するのということを聞いているんです。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　権利としては甲と乙とございますけれども、この鉱区については昭和３８年３月５日、同時期にこれは申請し、取得したものでございまして、位置的なものとして、今２つに分かれて、真ん中の部分についてはまた別の鉱区権者がおられるというところでございまして、取得の時期も同じでございます。先ほど取得のときに、何で乙地区だけという売却、ここだけの話だったのかということにつきましては、質問議員も述べられましたとおり、この部分を着手、売却することで、延長の１つの条件はクリアできるということで、もう一つの甲区については延長申請が可能であるという判断の中で、乙区のほうの売却議案を前回提出させていただいたところでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　納得できないね。乙はわかるんですよ。審議しましたから、長々と。甲は一切議論やってないじゃない。ここは鉱業権もあるし、土地もあるし、まだ買い手がくるかもしれないでしょう。これは何で勝手に誰が見込みがないと決めているんですか。誰が決めたんですかと聞いているんですよ。これ財産なんですよ、鉱業権も。ここ十何万平方メートル、１３万平方メートルだったか、乙の３倍近くありますよね。鉱業権にしても甲のほうがでかいんじゃないですか、金額的にしても。それを何でわざわざ一緒に。１カ所がだめだったから２カ所も放棄するというのを誰が決めたんですかというのを聞いているだけなんですよ。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　答弁を何度も繰り返しますけれども、いわゆるこの２鉱区とも延長申請理由は一緒でございます。確かに甲区の分についての申請は、いわゆる売却申請といいますか、払い下げの申請は行われていませんが、この乙区の結果、いわゆる請願も含めて、山倉、綱分地区というふうな形の請願も含めて、これは甲区も含めた形で請願をいただいているというふうに判断しているところでございます。ですから、そこも含めて今後見込みがないというふうな同じ理由で、私どもは提出させていただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員に申し上げます。ただいまの質問は同じ内容の繰り返しになっていますので。１３番　小幡俊之議員

○１３番（小幡俊之）

　すみません。聞き方変えます。誰が起案して、誰が決裁したんですか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　起案課は商工観光課で、市長決裁でございます。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　それをさっきから聞いていたんですよ。それをさっきから聞いていたんだから、理由じゃなくてそこを誰が決めたものということを聞いていたんですから、素直に言ってほしいと思いましたね。

もうあと１、２点で終わります。この乙と甲が、同時期に鉱業権を取得したんだろうけども、今回の案件に対して、甲も含まれるという理由を、こういうことだからということをはっきりと経済建設委員会で審議していただきたいと思っております。お願いしておきます。

それともう１点、仮に鉱業権と土地の所有権で関の山を今まで守ってきたんですよ、昭和三十数年から。その守るための大事な１つの鉱業権を今回放棄しようということになると、あと土地の所有権しか本市は関の山を守る手だてがなくなっちゃうと。守りたいと言いながら、片方では放棄すると。ちょっと矛盾があるんですけど、関の山の鉱業権を返すに当たって意見書を添えるように、これは要望しました。なおかつ、民間事業者へこの鉱業権のまた新たな申請をとめていただけないかというような要望というのは上げられませんか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　その予定はございません。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　予定はないでいいんですよ、まだ申請してないでしょう。ですから、ぜひとも、山を守りたいんだから、そういう鉱業権をよそに、申請があっても受け付けないでくださいという要望は上げてていいじゃない。それを譲るか譲らないかは国の判断でしょうから、市としては今までの経緯を踏まえて、請願をちゃんと遵守するのであれば、ほかに鉱業権を譲らないようにと、渡さないようにという要望はしていいと思うんだけど、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　この鉱業権は、皆さん御存じのように昭和３８年に旧庄内町が開発目的として鉱業権を設定したものでございます。その鉱業権を今まで延長して、金銭的な理由というようなことも含め、今まで延長してきたことでございますが、あくまでもこれは鉱業開発をするという意思のもと、継続してきたというふうな理解でございます。その継続した理由を放棄をするというふうな中で、次の事業者が取るなというふうなことの部分というのは矛盾をしているというふうに感じておりますので、その分の予定はございません。

○議長（上野伸五）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　矛盾している。それも要望。なぜかと言いますと、先ほど言いました経済建設委員会の資料に鉱業権を放棄した場合は、意味わからないけど、甲地区と乙地区同時に鉱業権を失うと。民間事業者による鉱業権設定が可能となると。民間事業者により関の山山頂に鉱業権が設定される。開発される可能性もあると。危機感はあるんでしょう。それを防ごうとしていたんでしょう、今まで。だから今言ったような要望ぐらいは上げていただきたいんだけども、それをよろしくお願いしたいんだけど、市長、今答弁は要らないけど、経済建設委員会の中で、そういう要望が出た以上はどうするかという審議はしっかりしてください。

○議長（上野伸五）

　次に、９番　永末雄大議員の質疑を許します。９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　長時間に及んでいますので１点で終わります。今回は鉱業権の放棄の議案ということになりますが、私も地元の山を守りたいという思いで請願のほうも上げさせていただきました。市長のほうも答弁ありましたけども、当然、山を守りたいというふうな同じ目的は同一にしているけども、そのやり方として、甲区、乙区があって、甲区を守るために乙区はやむを得ない部分があるというふうな判断で、行政としてかかわらなくちゃいけないので売却をするというふうな判断だったかと思います。私としてはそうではなく、甲区も乙区もともに守っていただきたい。地元の山をともに守る方法はないのかというところで鉱業権の売却に対してはノーと主張させていただきました。実際に鉱業権売却のほうはなくなりまして、今回の議案のほうが出てきているわけですけども、そうなったときに、やはりこの土地がどうなっていくのか、土地を守りたいというところでやってきていますので、その土地がどうなっていくのかというのが、今後大きな問題になってくるんですが、先ほどちょっと答弁があってましたんで、ちょっとその答弁に絡めてになるんですが、令和元年１１月２２日の経済建設委員会において、城丸議員の質問と商工観光課長のやりとりがあっています。ちょっと読み上げます。城丸議員のほうから、「もし他の事業者がこの鉱業権を取得して、いよいよ掘削と、掘削しますということになりますけれど、そのときに土地は飯塚市の土地であるということですけど、土地の所有者として、もしその事業者から同意とかそういうことを申請された場合、市の対応はどういうふうになりますか。」というふうな質問に対しまして、商工観光課長のほうが、「当該地はもともと鉱業法を設定したところでございます。鉱業法の要旨であります鉱物資源の合理的開発により、公共の福祉に寄与することを理由に、適切な鉱業権者からの売却申請があった場合は、行政として法の趣旨に沿って協力する必要があるというふうに考えております。」こういった答弁があっております。この答弁を受けまして、今回、もし放棄になったらどうなるのか、その先のことまでちょっと考えざるを得ない状況になっているわけですけども、先ほど経済部長のほうがこのことに対して、土地の売却については考えていないというふうな答弁があったかというふうに先ほど聞いたんですが、そういった答弁というのは、令和元年１１月２２日のこの答弁に対する修正といいますか、また新しい見解といいますか、そういったことで考えてよろしいんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　私が申し上げておりますのは、用地の処分というか、取り扱いについては、現在も検討していないということでございます。当時の商工観光課長の答弁といたしましては、法の趣旨に基づいてそういう手法があるということでご答弁をしております。それを含んだ中で、現在検討していないということでございます。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　ちょっとわかりづらかったんで聞きますけど、先ほど申し上げました城丸議員の質問に対して、商工観光課長のほうは、法の趣旨にのっとって協力する必要があるというふうに明確に答えているんですけど、この答弁に対しては、今のは新たな見解なのか、それとも修正なのか、その部分でお答えいただけますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　何と申しますか、どういった形に今後なっていくのかということが、まだ明確になっておりませんので、私としては、今申し上げましたとおり、具体的なことは検討していないと。ただ、法の趣旨からすると、そういう売却ということもあるというふうには考えております。ただ、その具体的な事例について、まだ生じておりませんので、その点については、まだ今後検討の余地があるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　わからないので、要は令和元年１１月２２日の質問、城丸議員の質問も仮定の話なんですよね。仮定の話に対して答弁があっています。ですので、私もその仮定にのっとってお話をしているんですが、ちょっと簡潔にお答えいただきたいんですけど、先ほどの質問に対して、それは同じ趣旨ということになるんですかね、今の回答だと。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　４時１６分　休憩

午後　４時２５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　先ほどご指摘の点につきましてでございますけれども、当時、経済建設委員会の中では、売却の上程をさせていただいた中で、質疑をさせていただいております。その中で、新たな鉱業権者が出てまいったときに、どういった考えかということで担当課長が答弁をさせていただいております。それはあくまで法の趣旨、鉱業権という事業を行うという趣旨からして、そのような判断ということでご答弁を申し上げております。現在の状況といたしましては、市の土地という状況しか現状のところでございませんので、そういった状況も含めまして、検討をまだ具体的に行っていないということでございます。

○議長（上野伸五）

　次に、１２番　江口　徹議員に質疑を許します。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　１点だけです。１２月議会での鉱業権の売却について否決をされたという理由に関しては、なじみのある景観を守りたい。また、騒音や振動、粉じん等による生活環境を守りたいといった２点であったと思います。これなぜかというと、採掘の方法が発破をかけて、それから段々に削っていくという方法であるからだと、それが想定されているからだと思っています。現実に関の山を飯塚側から見るのと、田川側から見るのとでは、全く風景が違います。だからであると思っています。ただ他方では、シェールガスやオイルサンドといった今まで見向きもされなかった資源が、工法の進化により、実際には採算ベースに乗ってきて開発されるケースも見受けられています。このように、地上からではなく、実際に地下から採掘が行われ、振動や騒音、そしてまた水への影響もないといったような工法が開発されたら、この鉱業権は、ある意味、地域の方々に迷惑をかけずに、地域の方々の合意のもとに、財産となり得ることが考えられると思いますが、そういった観点での検討はなされたのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

　今のご質問は工法のことをメインにというふうな形だと思います。それは九州経済産業局、ましては本省のほうにもそういうふうな疑問点は投げかけさせていただいたところですが、現実的に採算ベースが今のところとれないというふうなところもございます。それで認可がおりない可能性はありますというふうなお答えをいただいたところでございます。それも含めまして、その部分については、飯塚市としても把握はしておりますが、今後の検討は難しいかというふうに考えているところです。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　経済建設委員会の審査の中で、今の観点から、鉱業権を保有したまま継続して、地域の皆様方の思いと、満足しながらできるようなことができないのか、その点についてもしっかり審議していただきたいと要望いたします。

○議長（上野伸五）

　質疑を終結いたします。「議案第４２号」から「議案第４６号」までの５件については、いずれも質疑通告があっておりませんので質疑を終結いたします。本案４５件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

　「議案第５２号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（梶原善充）

　ただいま上程されました予算関連議案の提案理由を説明いたします。

　今回の補正予算関連議案につきましては、国の補正予算の関連事業に係る経費を補正するものでございます。

第１回市議会（定例会）追加議案と記載しております令和元年度　一般会計補正予算書の３ページをお願いいたします。「議案第５２号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）」につきましては、第１条で既定の予算額に２億６６７７万３千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を７２０億４１１１万円にしようとするものでございます。第２条で繰越明許の補正、第３条で地方債の補正をするものでございます。

　以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本案は議案付託一覧表のとおり福祉文教委員会に付託いたします。

　提出されております請願が１件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第２号」は福祉文教委員会に付託いたします。

　以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　４時３１分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　村　上　　　光

議事総務係長　　太　田　智　広

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　藤　中　道　男

　　都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　中　村　洋　一

財産活用課長　　今　泉　正　虎

商工観光課長　　大　庭　敏　一

庄内支所経済建設課長　　松　延　英　継

学校給食課長　　小　柳　朋　之

企業管理課長　　安　藤　孝　市

子育て支援課長補佐　　深　江　美　恵